

川越市地域防災計画 修正原案

～意見公募（パブリック・コメント）手続用～



平成25年11月

川越市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の策定	1- 1
第1節 計画の概要	1- 1
第1 計画の目的	1- 2
第2 計画の性格及び範囲	1- 2
第3 計画の目標	1- 2
第4 計画の構成	1- 2
第5 計画の運用等	1- 4
5.1 他計画との関係	1- 4
5.2 計画の修正	1- 4
5.3 計画の習熟、周知徹底	1- 4
第2節 計画の基本方針	1- 5
第1 川越市総合計画	1- 5
第2 防災ビジョン	1- 8
第2章 防災関係機関の役割分担	1-10
第1節 川越市防災会議	1-10
第1 組 織	1-11
第2 所掌事務	1-11
第2節 防災関係機関の業務の大綱	1-12
第1 市	1-13
第2 消防機関	1-13
第3 県の機関	1-14
第4 警察の機関	1-15
第5 指定地方行政機関	1-16
第6 陸上自衛隊	1-17
第7 指定公共機関	1-17
第8 指定地方公共機関	1-18
第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1-20
第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	1-22
第1節 市民の果たす役割	1-23
第1 平常時から実施する事項	1-23
第2 発災時に実施すべき事項	1-23
第2節 自主防災組織の果たす役割	1-24
第1 平常時から実施する事項	1-24
第2 発災時に実施すべき事項	1-24
第3節 事業所の果たす役割	1-25
第1 平常時から実施する事項	1-25
第2 発災時に実施すべき事項	1-25
第4章 川越市の防災環境	1-26
第1節 自然環境の特性	1-27
第1 位置・地勢	1-27

第2	地形・地盤	1-28
第3	活断層	1-33
第4	河川	1-34
第5	気象	1-34
5.1	気温	1-34
5.2	降水量	1-35
第6	地震災害履歴	1-36
6.1	埼玉県における災害履歴	1-36
6.2	本市における災害履歴	1-38
第7	風水害履歴	1-39
第2節	社会環境の特性	1-40
第1	人口	1-41
1.1	人口、世帯数の推移	1-41
1.2	地区別人口、世帯数	1-41
1.3	災害時要援護者人口	1-42
1.4	市外への就業者及び通学者数（昼夜人口）	1-44
1.5	観光客数	1-45
第2	建物	1-46
第3	交通	1-47
3.1	道路・交通の状況	1-47
3.2	鉄道利用者の状況	1-47
第4	土地利用	1-49
4.1	土地利用の状況	1-49
4.2	区域区分及び用途地域	1-50
第3節	被害想定	1-51
第1	地震被害想定	1-52
1.1	想定地震	1-52
1.2	想定結果	1-54
第2	風水害被害想定	1-55
2.1	浸水想定河川	1-55
2.2	浸水想定結果	1-56
2.3	水害危険区域	1-58
第5章	川越市の防災対策の基本方針	1-59
第1節	震災対策の基本方針	1-60
第1	震災対策の基本的考え方	1-61
第2	震災対策の目標	1-61
2.1	埼玉県の応急対策の目標フレーム	1-61
2.2	本市の応急対策の目標フレーム	1-61
第2節	風水害対策の基本方針	1-63
第1	計画の目的	1-64
第2	計画の目標	1-64
第3節	事故災害対策の基本方針	1-65
第1	大規模事故災害の選定	1-66
第2	本市に係る事故災害	1-67

第2編 震災対策計画

《注意》

目次項目に対応して担当する部署名を【 】内に記載しています。
「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。
災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料集「■災害対策本部の組織編成（p1-81, 82）」を参照してください。

第1章 震災予防計画	2- 1
第1節 震災に強い都市環境の整備	2- 2
第1 計画的なまちづくりの推進	2- 3
1. 1 防災的土地利用計画の推進	【都市計画課、都市整備課、建設管理課】 2- 3
1. 2 地盤災害の予防	【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、開発指導課、道路建設課】 2- 7
1. 3 防災空間の確保	【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】 2- 9
第2 都市施設の安全対策	2-11
2. 1 建築物の耐震化	【関係各課】 2-11
2. 2 道路、交通施設の安全対策	【道路街路課、道路環境整備課】 2-14
2. 3 河川施設の安全対策	【河川課】 2-16
2. 4 農業集落排水事業処理施設の安全対策	【農政課】 2-17
2. 5 倒壊物、落下物等の安全対策	【都市計画課、都市景観課、建築指導課、環境政策課、防災危機管理課】 2-17
2. 6 ライフライン施設の安全対策	【水道施設課、下水工務課、下水維持課、東京電力(株)、都市ガス事業者、(社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】 2-19
2. 7 危険物施設等の安全対策	【保健総務課、消防組合、埼玉県】 2-24
第3 防災拠点の整備	2-27
3. 1 防災拠点のネットワーク化	【防災危機管理課】 2-27
3. 2 防災拠点施設の整備	【防災危機管理課】 2-30
3. 3 その他の防災拠点の整備	【防災危機管理課】 2-31
第4 安全避難の確保	2-33
4. 1 避難計画の策定	【関係各課】 2-33
4. 2 避難拠点の整備	【防災危機管理課、教育財務課】 2-35
4. 3 避難路の整備	【防災危機管理課】 2-43
第2節 震災に強い防災体制の整備	2-46
第1 災害活動体制の整備	2-49
1. 1 職員の初動体制の整備	【防災危機管理課】 2-49
1. 2 動員計画等の整備	【防災危機管理課、職員課】 2-50
1. 3 職員の防災教育	【防災危機管理課】 2-51
1. 4 広域応援協力体制の充実	【防災危機管理課】 2-52
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	2-56
2. 1 災害情報連絡体制の整備	【防災危機管理課】 2-56
2. 2 被害情報の早期収集体制の整備	【防災危機管理課】 2-58

2.3	通信施設の整備	【防災危機管理課、管財課】	2-59
第3	非常用物資の備蓄		2-61
3.1	給水体制の整備	【給水サービス課、水道施設課、防災危機管理課】	2-62
3.2	食料供給体制の整備	【防災危機管理課】	2-64
3.3	生活必需品供給体制の整備	【防災危機管理課】	2-66
3.4	防災用資機材等の備蓄	【防災危機管理課】	2-68
3.5	災害備蓄庫等の整備	【防災危機管理課】	2-68
3.6	物資の調達体制の整備	【防災危機管理課】	2-69
第4	消防体制の整備		2-71
4.1	消防力の強化	【消防組合】	2-71
4.2	出火防止対策の推進	【消防組合】	2-73
4.3	初期消火体制等の強化	【消防組合】	2-74
第5	災害時医療体制の整備		2-76
5.1	防災医療システムの整備		
		【保健医療推進課、保健総務課、国民健康保険課】	2-76
5.2	初動医療体制の整備	【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】	2-78
5.3	後方医療体制の整備	【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】	2-79
5.4	災害時要援護者に対する医療対策	【関係各課】	2-81
5.5	医薬品等の確保	【防災危機管理課、保健医療推進課】	2-82
第6	防疫体制の整備		2-83
6.1	防疫活動体制の整備	【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課】	2-83
6.2	防疫薬品・資機材の整備		
		【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康づくり支援課】	2-84
6.3	火葬場の整備	【新斎場建設準備室】	2-85
第7	緊急輸送体制の整備		2-86
7.1	緊急輸送道路の確保		
		【防災危機管理課、防犯・交通安全課、道路環境整備課】	2-86
7.2	緊急輸送車両等の確保	【防災危機管理課、管財課】	2-90
第8	廃棄物処理体制の整備		2-91
8.1	ごみ処理体制の整備	【資源循環推進課】	2-91
8.2	し尿処理体制の整備	【資源循環推進課】	2-93
8.3	広報体制の整備	【資源循環推進課】	2-93
8.4	相談・苦情等の想定	【資源循環推進課】	2-94
第9	応急仮設住宅対策		2-95
9.1	応急仮設住宅の用地の確保	【管財課】	2-95
9.2	応急仮設住宅用資機材の確保	【建築住宅課】	2-97
第10	文化財の災害予防		2-98
10.1	文化財の収蔵・保管体制の整備	【都市景観課、文化財保護課】	2-98
10.2	防火体制等の整備強化	【都市景観課、文化財保護課】	2-98
第11	帰宅困難者対策		2-100
11.1	帰宅困難者の把握	【防災危機管理課、政策企画課】	2-100
11.2	帰宅困難者発生に伴う影響	【防災危機管理課、政策企画課】	2-101
11.3	帰宅困難者への啓発等	【防災危機管理課、産業振興課、観光課】	2-102
11.4	帰宅困難者対策協議会の設置	【防災危機管理課】	2-103
第3節	市民と行政の協働による防災対策		2-105
第1	防災意識の高揚		2-106
1.1	啓発活動の推進	【防災危機管理課】	2-106
1.2	啓発すべき内容	【防災危機管理課】	2-107
1.3	防災教育の推進		

	【教育指導課、地域教育支援課、防災危機管理課、消防組合】	2-108
第2	防災訓練の充実	2-110
2.1	総合防災訓練	【防災危機管理課、消防組合、各課共通】 2-110
2.2	本市及び防災関係機関の訓練	2-111
	【防災危機管理課、教育指導課、保育課、消防組合】	2-111
2.3	事業所、自主防災組織及び市民の訓練	【防災危機管理課、消防組合】 2-114
第3	防災組織の育成・強化	2-115
3.1	自主防災組織の育成・強化	【防災危機管理課、消防組合】 2-115
3.2	自警消防隊の育成・強化	【消防組合】 2-118
3.3	事業所等の防災組織の育成	【防災危機管理課、消防組合】 2-119
第4	災害時要援護者の安全確保	2-121
4.1	在宅の災害時要援護者に対する安全対策	【防災危機管理課、福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課】 2-122
4.2	社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策	【福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、子育て支援課、保育課】 2-124
4.3	外国籍市民に対する安全対策	【防災危機管理課、国際文化交流課】 2-125
第5	ボランティアとの連携	2-127
5.1	連携体制の整備	【防災危機管理課、福祉推進課】 2-127
5.2	県災害ボランティア登録制度の周知	【福祉推進課】 2-129
第4節	地震災害の防止に関する調査研究	2-131
第1	防災アセスメントに関する調査研究	2-132
1.1	防災アセスメント調査	【防災危機管理課】 2-132
1.2	地区別防災カルテの作成	2-133
第2	被害想定に関する調査研究	【防災危機管理課】 2-133
第3	震災対策に関する調査研究	2-134
3.1	都市施設等の震災対策に関する調査	【関係各課】 2-134
3.2	既存建築物の耐震対策に関する調査	【関係各課】 2-134
3.3	地震災害時の情報伝達に関する調査研究	【防災危機管理課】 2-135
第2章	震災応急対策計画	2-136
第1節	活動体制の確立	2-137
第1	配備体制と動員計画	2-139
1.1	配備体制	【各班（各課）共通】 2-140
1.2	動員計画	【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】 2-141
第2	災害対策本部の設置・運営	2-144
2.1	災害対策本部の設置	【本部班、職員班、管財輸送班、関係各班】 2-145
2.2	災害対策本部の組織	【各班共通】 2-147
2.3	災害対策本部運営の留意事項	【本部班】 2-149
第3	情報通信手段の確保	2-150
3.1	災害対策本部各班間の情報通信手段	2-151
	【本部班、情報収集連絡班、消防組合】	2-151
3.2	埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段	2-151
	【本部班、情報処理班】	2-151
3.3	通信施設の復旧対策	【本部班、情報処理班、管財輸送班】 2-153
第4	民間への協力依頼等	2-154
4.1	自治会、自主防災組織への協力依頼	【関係各班】 2-155
4.2	民間団体への協力依頼	【関係各班】 2-155
4.3	人的公用負担	【本部班、職員班】 2-155
第5	物資・資機材の調達	2-156

5.1	災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	【関係各班、本部班】	2-157
5.2	埼玉県からの物資・資機材の調達	【関係各班、本部班】	2-157
5.3	物的公用負担	【関係各班】	2-157
第6	広域応援要請等		2-158
6.1	埼玉県への応援要請	【本部班】	2-159
6.2	他市町村への応援要請	【本部班、消防組合】	2-160
6.3	防災関係機関への応援要請	【本部班】	2-161
6.4	応援の受入れ	【職員班、関係各班】	2-162
6.5	職員の派遣要請・あっせん要請	【職員班、関係各班】	2-163
第7	自衛隊への災害派遣要請依頼		2-164
7.1	自衛隊派遣要請の判断	【本部班】	2-165
7.2	災害派遣要請要領	【本部班】	2-165
7.3	自衛隊の自主派遣		2-168
7.4	派遣部隊の撤収要請	【本部班】	2-168
7.5	経費の負担区分	【財政班】	2-169
第8	ボランティアとの連携		2-170
8.1	災害ボランティアセンターの設置	【福祉班】	2-171
8.2	専門ボランティアの振り分け	【福祉班、関係各班】	2-172
8.3	ボランティアへの支援	【福祉班、保健班、医療班】	2-173
第9	災害救助法の適用		2-174
9.1	災害救助法の概要	【本部班、福祉班、関係各班】	2-175
9.2	災害救助法の適用及び実施	【本部班、福祉班、関係各班】	2-176
9.3	災害救助法が適用されない場合の措置	【関係各班】	2-178
第2節	発災初期における災害応急対策活動		2-179
第1	地震に関する情報の収集・伝達		2-184
1.1	基本方針	【本部班】	2-185
1.2	情報の収集・伝達系統	【本部班】	2-185
第2	市民からの通報・問合せの処理		2-186
2.1	市民からの通報の処理	【情報収集連絡班、本部班】	2-187
2.2	市民からの問合せの処理		
		【情報処理班、情報収集連絡班、本部班、広報班】	2-187
第3	災害情報の収集・伝達・共有		2-189
3.1	被害規模の目安の把握	【本部班】	2-190
3.2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）		
		【本部班、情報収集連絡班、消防組合】	2-190
3.3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）		
		【本部班、情報収集連絡班】	2-192
3.4	災害情報の収集・伝達	【避難所運営班、地域防災拠点班、 情報収集連絡班、情報処理班、本部班、関係各班】	2-193
3.5	災害情報の共有	【本部班、情報収集連絡班】	2-195
第4	広報活動		2-196
4.1	広報活動の方針	【本部班、広報班】	2-197
4.2	初動期の広報	【広報班、情報処理班】	2-197
4.3	災害時要援護者への広報	【広報班、要援護者支援班、国際班】	2-198
4.4	報道機関への災害情報の提供	【広報班】	2-199
第5	消防活動		2-200
5.1	消防局による消防活動	【消防局】	2-201
5.2	消防団の活動	【消防団】	2-202
5.3	応援部隊の要請	【消防組合、本部班】	2-203

第6	救助・救急	2-205
6.1	活動方針	【消防組合、本部班】 2-206
6.2	活動要領	【消防組合、本部班、広報班、医療班、地域防災拠点班】 2-206
第7	医療救護	2-210
7.1	医療に関する情報の収集・伝達	【医療班、本部班】 2-211
7.2	初動医療体制	【医療班、保健班、消防組合】 2-211
7.3	負傷者等の搬送体制	【医療班、本部班、消防組合】 2-213
7.4	後方医療体制	【医療班、本部班、消防組合】 2-214
7.5	被災医療機関への支援	【医療班、給水班、福祉班、本部班】 2-214
第8	交通対策	2-215
8.1	発災直後の交通対策の実施要領	【本部班、交通班、道路班、広報班】 2-216
8.2	交通対策の方法	【交通班、道路班】 2-217
8.3	交通規制等の法的根拠	【交通班、道路班】 2-217
第9	緊急輸送道路の確保	2-218
9.1	道路の被害状況の把握	【道路班、交通班、本部班、情報収集連絡班】 2-219
9.2	交通障害物の除去	【道路班、廃棄物対策班、本部班】 2-219
9.3	除去作業上の留意事項	【道路班、廃棄物対策班】 2-220
第10	緊急輸送手段の確保	2-221
10.1	緊急輸送車両の確保	【管財輸送班】 2-222
10.2	緊急輸送車両の管理と運用	【管財輸送班】 2-222
10.3	緊急輸送車両の確認	【管財輸送班】 2-222
10.4	その他の輸送手段	【本部班】 2-223
10.5	災害救助法が適用された場合の実施基準	【関係各班】 2-224
第11	二次災害の防止	2-225
11.1	建築物・構造物の二次災害防止	【関係各班】 2-226
11.2	民間建物の応急危険度判定	【建築指導班】 2-226
11.3	水防活動	【現地調査班、道路班、河川班、消防組合】 2-228
11.4	危険物等による二次災害防止活動	【消防組合、医療班、環境保全班】 2-228
11.5	二次災害防止のための市民への呼びかけ	【広報班、関係各班】 2-230
第12	避難活動	2-231
12.1	要避難状況の把握	【本部班、消防組合】 2-232
12.2	避難勧告又は指示	【本部班、消防組合、警察署、広報班】 2-232
12.3	警戒区域の設定	【本部班、消防組合、警察署】 2-235
12.4	避難誘導及び移送	【要援護者支援班、医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、市民活動支援班、消防団】 2-235
12.5	避難所の開設	【本部班、避難所運営班、教育財務班、 建設班、学校教育班、広報班、各施設管理者】 2-237
第13	給水活動	2-240
13.1	被害状況の把握	【上下水道管理班】 2-241
13.2	給水体制の確立	【上下水道管理班、給水班、医療班、要援護者支援班】 2-241
13.3	広報	【上下水道管理班、広報班】 2-243
13.4	施設の応急復旧	【水道復旧班】 2-243
13.5	応援要請及び受入れ	【上下水道管理班】 2-243
13.6	災害救助法が適用された場合の費用等	【上下水道管理班】 2-244
第14	食料の供給	2-245
14.1	食料需要及び供給能力の把握	【食料・物資調達班、給食班、 避難所運営班、帰宅困難者支援班、要援護者支援班、職員班】 2-246
14.2	食料の供給基準	【避難所運営班、要援護者支援班、食料・物資調達班、給食班】 2-246

14. 3	食料の調達・供給	2-247
	【食料・物資調達班、管財輸送班、給食班、避難所運営班、本部班】	
14. 4	災害救助法が適用された場合の費用等	2-249
	【食料・物資調達班、給食班】	
第15	生活必需品等の供給・貸与	2-250
15. 1	生活必需品等の需要の把握	2-251
	【避難所運営班、食料・物資調達班】	
15. 2	生活必需品等の調達・輸送	2-251
	【食料・物資調達班、管財輸送班、福祉班】	
15. 3	生活必需品等の配分	2-253
	【避難所運営班、福祉班】	
15. 4	災害救助法が適用された場合の費用等	2-253
	【食料・物資調達班】	
第16	災害時要援護者の安全確保	2-254
16. 1	高齢者、障害者等の安全確保	2-255
	【要援護者支援班、市民相談班】	
16. 2	外国籍市民の安全確保	2-257
	【本部班、広報班、国際班、市民相談班】	
第17	遺体の取扱い	2-258
17. 1	遺体の搜索	2-259
	【市民相談班、現地調査班】	
17. 2	遺体の処理	2-260
	【市民班、医療班】	
17. 3	遺体の埋・火葬	2-261
	【市民班、福祉班】	
第18	ライフラインの応急対策	2-263
18. 1	上水道施設	2-264
	【上下水道管理班、水道復旧班、広報班】	
18. 2	下水道施設	2-264
	【下水道復旧班、広報班】	
18. 3	ガス施設	2-266
	【都市ガス事業者、(社)埼玉県LPガス協会】	
18. 4	電気施設	2-267
	【東京電力(株)】	
18. 5	電気通信施設	2-268
	【東日本電信電話(株)】	
第19	公共施設等の応急復旧	2-270
19. 1	公共建築物	2-271
	【各施設管理者、建設班、情報処理班】	
19. 2	道路施設	2-271
	【道路班、建設管理班、広報班】	
19. 3	河川施設	2-273
	【河川班、建設管理班、現地調査班、広報班】	
19. 4	農業集落排水事業処理施設	2-273
	【農政課】	
19. 5	鉄 道	2-274
	【東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)】	
19. 6	その他の施設	2-277
	【関係各班、農政班、医療班、要援護者支援班】	
第20	帰宅困難者への支援	2-278
20. 1	情報の提供等	2-279
	【帰宅困難者支援班】	
20. 2	帰宅活動への支援	2-279
	【帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班、広報班、交通班】	
第3節	救援期における災害応急対策活動	2-282
第1	災害情報の収集・伝達・共有	2-285
1. 1	救援期の被害状況の把握・伝達(経過速報)	2-285
	【本部班、情報収集連絡班】	
1. 2	災害情報の共有	2-285
	【情報収集連絡班】	
1. 3	被災者に関する情報の整理	2-286
	【情報収集連絡班】	
第2	広報広聴活動	2-287
2. 1	広報活動	2-288
	【広報班、関係各班】	
2. 2	各種相談窓口の設置	2-289
	【市民相談班、関係各班】	
2. 3	相談の内容	2-289
	【市民相談班、関係各班】	
第3	避難所の運営	2-291
3. 1	避難所の運営管理体制	2-292
	【避難所運営班、関係各班】	
3. 2	避難所の標準設備等	2-293
	【避難所運営班】	
3. 3	避難所の運営	2-293
	【避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班】	
3. 4	避難所での医療	2-294
	【保健班、医療班】	
3. 5	避難所の生活環境への配慮	

	【避難所運営班、福祉班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班】	2-295
3. 6	市外への避難、被災者の移送	【本部班、避難所運営班】 2-296
3. 7	普通生活への復帰・避難所の縮小	【本部班、避難所運営班】 2-296
第4	防疫及び保健衛生	2-298
4. 1	防疫活動	【衛生班】 2-299
4. 2	保健衛生活動	【衛生班、保健班】 2-300
4. 3	動物愛護	【衛生班】 2-301
第5	廃棄物対策	2-303
5. 1	災害廃棄物処理	【廃棄物対策班、環境保全班】 2-304
5. 2	一般廃棄物処理	【廃棄物対策班】 2-307
第6	住宅の確保	2-310
6. 1	被災住宅の応急修理	【建築指導班、総括現地調査班】 2-311
6. 2	応急仮設住宅の設置	【建設班、建築・住宅班、管財輸送班、市民相談班】 2-312
6. 3	既存住宅の活用	【建築・住宅班】 2-314
第7	文教・保育対策	2-316
7. 1	応急教育	【学校教育班、教育財務班、給食班】 2-317
7. 2	応急保育	【保育班、要援護者支援班、教育財務班】 2-320
7. 3	社会教育施設対策	【教育総務班、教育財務班、各施設管理者】 2-322
7. 4	文化財の保護対策	【文化財保護班、都市計画班】 2-322
第8	商工・農業対策	2-324
8. 1	商工業対策	【食料・物資調達班】 2-325
8. 2	農業対策	【農政班、河川班】 2-325
第9	義援金品の受付、配分	2-326
9. 1	義援金品の募集	【福祉班】 2-327
9. 2	義援金品の受付	【福祉班、食料・物資調達班】 2-327
9. 3	義援品の保管及び配分	【食料・物資調達班】 2-328
9. 4	義援金の保管及び配分	【福祉班】 2-328
第10	労働力の確保	2-329
10. 1	労働力の確保	【職員班】 2-330
10. 2	災害救助法が適用された場合の実施基準	【職員班】 2-330
第3章	震災復旧・復興計画	2-331
第1節	施設の復旧・復興対策	2-332
第1	震災復旧計画	2-333
1. 1	震災復旧計画の方針	【各課共通】 2-333
1. 2	震災復旧計画の推進	【各課共通】 2-334
第2	震災復興計画	2-338
2. 1	震災復興対策本部の設置	【各課共通】 2-338
2. 2	震災復興方針の策定	【各課共通】 2-338
2. 3	震災復興計画の策定	【各課共通】 2-339
第2節	民生安定のための措置	2-340
第1	り災証明書の発行	2-341
1. 1	り災証明書発行の概要	【福祉班、建築指導班、消防組合】 2-341
1. 2	り災証明書発行の流れ	【総括現地調査班、現地調査班】 2-342
1. 3	り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置	【広報班、福祉班、総括現地調査班】 2-344
1. 4	事前対策	【総括現地調査班】 2-345

第2	被災者の生活確保	2-346
2.1	生活相談	【市民相談班、情報収集連絡班、関係各班】 2-346
2.2	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	【福祉班（生活福祉課）】 2-348
2.3	災害援護資金の貸付	【福祉班（生活福祉課）】 2-348
2.4	被災者生活再建支援制度	【福祉班（生活福祉課）】 2-349
2.5	住宅の再建	【建築・住宅班（建築住宅課）】 2-349
2.6	職業のあっせん	【食料・物資調達班（雇用支援課）】 2-350
2.7	租税等の徴収猶予及び減免等	【関係各課】 2-350
2.8	生活保護	【福祉班（生活福祉課）】 2-351
2.9	借地借家の特例の適用に関する計画	【建築・住宅班（建築住宅課）】 2-352
第3	地域経済の復旧支援	2-353
3.1	農業関係融資	【農政班（農政課）】 2-353
3.2	中小企業関係融資	【食料・物資調達班（産業振興課）】 2-354
第3節	激甚災害の指定	2-355
第1	激甚災害の指定手続	2-356
1.1	激甚法による財政援助	【関係各課】 2-356
1.2	激甚災害の指定手続	【関係各課】 2-356
1.3	激甚災害に関する被害状況等の報告	【本部班】 2-357
第2	特別財政援助額の交付手続等	2-358

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	2-359
第1節 計画の位置付け	2-360
第1 基本的な考え方	2-361
第2 前提条件	2-362
2.1 警戒宣言の発令時刻	2-362
2.2 予想震度	2-362
第3 東海地震に係る発信情報	2-363
第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置	2-364
第1 東海地震注意情報の伝達	2-365
1.1 伝達系統及び伝達手段	【防災危機管理課、各課共通】 2-365
1.2 伝達事項	【防災危機管理課】 2-366
第2 準備体制の確立	2-367
2.1 市の活動体制	【各課共通】 2-367
2.2 消防組合の活動体制	【消防組合】 2-368
2.3 防災関係機関の活動体制	【関係機関】 2-368
第3 準備行動に係る広報	2-369
3.1 市の広報	【広報室、消防組合】 2-369
3.2 混乱防止措置の準備	【防災危機管理課】 2-369
第3節 警戒宣言発令に伴う措置	2-370
第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	2-372
1.1 伝達系統及び伝達手段	【本部班】 2-372
1.2 伝達事項	【本部班】 2-374
1.3 広報	【広報班】 2-374
第2 市の活動体制、対応措置	2-375
2.1 組織	【各班共通】 2-375
2.2 動員配備	【各班共通】 2-375
2.3 本部会議の開催	【本部班】 2-375
2.4 市の対応措置	【関係各班】 2-376
第3 消防、危険物、水防対策	2-378
3.1 消防対策	【消防組合】 2-378
3.2 危険物対策	【消防組合】 2-378
3.3 水防対策	【河川班、現地調査班】 2-378
第4 公共輸送対策	2-379
4.1 東日本旅客鉄道(株)の措置	【東日本旅客鉄道(株)] 2-379
4.2 東武鉄道(株)・西武鉄道(株)の措置	【東武鉄道(株)、西武鉄道(株)] 2-380
第5 交通対策	2-382
5.1 緊急輸送道路の確保	【本部班、交通班、道路班、管財輸送班】 2-382
5.2 道路管理者のとりべき措置	【道路班】 2-382
第6 学校、病院、社会福祉施設等対策	2-384
6.1 学校教育施設の措置	【学校教育班】 2-384
6.2 医療機関の措置	【医療班】 2-386
6.3 社会福祉施設の措置	【保育班、要援護者支援班】 2-387
第7 ライフライン対策	2-388
7.1 電話	【東日本電信電話(株)] 2-388
7.2 電気	【東京電力(株)] 2-389
7.3 都市ガス	【都市ガス事業者】 2-390
7.4 上水道	【上下水道管理班】 2-391
7.5 下水道	【上下水道管理班】 2-392

第8	農業集落排水事業処理施設対策	2-392
第9	生活物資対策	2-393
9.1	備蓄物資	【関係各班】 2-393
9.2	買い占め、売惜しみ防止の呼びかけ	【食料・物資調達班、広報班】 2-394
第4節	市民等のとるべき措置基準	2-395
第1	市民のとるべき措置	2-396
1.1	平常時	2-396
1.2	東海地震注意情報発表(報道開始時)から警戒宣言が発令されるまで	2-397
1.3	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	2-397
第2	自治会、自主防災組織のとるべき措置	2-398
2.1	平常時	2-398
2.2	東海地震注意情報発表(報道開始時)から警戒宣言が発令されるまで	2-398
2.3	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	2-399
第3	事業所のとるべき措置	2-400
3.1	平常時	2-400
3.2	東海地震注意情報発表(報道開始時)から警戒宣言が発令されるまで	2-400
3.3	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	2-401

第3編 風水害対策計画

《注意》

目次項目に対応して担当する部署名を【 】内に記載しています。
「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。
災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料集「■災害対策本部の組織編成（p1-81, 82）」を参照してください。
また、目次項目のなかで震災対策計画を準用することで対応可能な項目については、＜震災対策編を準用＞と記載しています。

第1章 風水害予防計画	3- 1
第1節 風水害に強い都市環境の整備	3- 2
第1 水害予防計画	3- 4
1. 1 流域整備計画	【河川課、下水道整備課】 3- 4
1. 2 河川・下水道の整備	【河川課、下水道整備課】 3- 6
1. 3 地盤沈下対策	【環境対策課】 3- 7
1. 4 土地利用の適正化	【都市計画課、開発指導課】 3- 7
1. 5 水防用資機材の整備	【防災危機管理課、河川課、道路環境整備課】 3- 7
第2 計画的なまちづくりの推進	3- 8
2. 1 防災的土地利用計画の推進	＜震災対策編を準用＞ 3- 8
2. 2 地盤災害の予防	【防災危機管理課、開発指導課】 3- 9
2. 3 防災空間の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-10
第3 都市施設の安全対策	＜震災対策編を準用＞ 3-11
第4 防災拠点の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-11
第5 安全避難の確保	3-11
5. 1 避難計画の策定	【防災危機管理課】 3-12
5. 2 避難所の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-13
5. 3 避難路の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-13
第2節 風水害に強い防災体制の整備	3-14
第1 災害活動体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-17
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-17
第3 非常用物資の備蓄	＜震災対策編を準用＞ 3-17
第4 消防体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-18
第5 災害時医療体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-18
第6 防疫体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-18
第7 緊急輸送体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-19
第8 廃棄物処理体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-19
第9 応急仮設住宅対策	＜震災対策編を準用＞ 3-19
第10 文化財の災害予防	＜震災対策編を準用＞ 3-20
第11 帰宅困難者対策	＜震災対策編を準用＞ 3-20
第12 鉄道・道路の災害予防	3-20
第3節 市民と行政の協働による防災対策	3-21
第1 防災意識の高揚	＜震災対策編を準用＞ 3-22
第2 防災訓練の充実	3-22

2. 1	総合防災訓練	＜震災対策編を準用＞	3-22
2. 2	本市及び防災関係機関の訓練	【防災危機管理課、河川課、消防組合】	3-23
2. 3	事業所、自主防災組織及び市民の訓練	＜震災対策編を準用＞	3-24
第3	防災組織の育成・強化	＜震災対策編を準用＞	3-24
第4	災害時要援護者の安全確保		3-24
4. 1	在宅の災害時要援護者に対する安全対策	＜震災対策編を準用＞	3-25
4. 2	社会福祉施設等の災害時要援護者に対する安全対策	＜震災対策編を準用＞	3-25
4. 3	外国籍市民に対する安全対策	＜震災対策編を準用＞	3-26
第5	ボランティアとの連携	＜震災対策編を準用＞	3-26
第4節	風水害に関する調査研究		3-27
第1	防災に関する資料の収集及び分析		3-28
第2	調査研究事項		3-28
第3	研究成果の活用		3-28
第2章	風水害応急対策計画		3-29
第1節	活動体制の確立		3-30
第1	配備体制と動員計画		3-33
1. 1	配備体制	【各班（各課）共通】	3-34
1. 2	動員計画	＜震災対策編を準用＞	3-34
第2	災害対策本部の設置・運営	＜震災対策編を準用＞	3-35
第3	情報通信手段の確保	＜震災対策編を準用＞	3-35
第4	民間への協力依頼等	＜震災対策編を準用＞	3-35
第5	物資・資機材の調達	＜震災対策編を準用＞	3-35
第6	広域応援要請等	＜震災対策編を準用＞	3-35
第7	自衛隊への災害派遣要請依頼	＜震災対策編を準用＞	3-36
第8	ボランティアとの連携	＜震災対策編を準用＞	3-36
第9	災害救助法の適用	＜震災対策編を準用＞	3-36
第2節	警戒期における災害応急対策活動		3-37
第1	風水害に関する情報の収集・伝達		3-38
1. 1	注意報・警報等の情報	【防災危機管理課、河川課】	3-39
1. 2	水防情報	【防災危機管理課、河川課】	3-42
1. 3	異常な現象発見時の通報	【防災危機管理課】	3-47
第2	消防法に基づく火災気象通報と火災警報		3-48
2. 1	火災気象通報及び火災警報の収集・伝達	【消防組合】	3-49
2. 2	火災警報の周知	【消防組合】	3-49
第3	水防活動・土砂災害対策活動		3-50
3. 1	危険区域の監視・警戒	【本部班、現地調査班、河川班、消防組合、水防団】	3-51
3. 2	決壊時の処置	【現地調査班、河川班、消防組合、水防団】	3-53
3. 3	応援の要請	【本部班】	3-54
3. 4	水防信号	【本部班】	3-54
3. 5	公用負担	【関係各班】	3-55
3. 6	土砂災害対策活動	【本部班、現地調査班、要援護者支援班、関係各班、水防団】	3-56
第4	避難活動		3-58
4. 1	避難勧告又は指示	【本部班、消防組合、警察署】	3-59
4. 2	警戒区域の設定	【本部班、河川班、消防組合、警察署】	3-62
4. 3	避難誘導及び輸送	【本部班、河川班】	3-63
4. 4	避難所の開設	【本部班、学校教育班、避難所運営班、各施設管理者】	3-64
4. 5	避難者名簿の作成	【避難所運営班】	3-66

4.6	埼玉県への報告	【本部班】	3-66
第3節	発災初期における災害応急対策活動		3-67
第1	市民からの通報・問合せの処理	<震災対策編を準用>	3-71
第2	災害情報の収集・伝達・共有	<震災対策編を準用>	3-71
第3	広報活動	<震災対策編を準用>	3-71
第4	消防活動	<震災対策編を準用>	3-71
第5	救助・救急	<震災対策編を準用>	3-72
第6	医療救護	<震災対策編を準用>	3-72
第7	交通対策	<震災対策編を準用>	3-72
第8	緊急輸送道路の確保	<震災対策編を準用>	3-72
第9	緊急輸送手段の確保	<震災対策編を準用>	3-73
第10	二次災害の防止	<震災対策編を準用>	3-73
第11	給水活動	<震災対策編を準用>	3-73
第12	食料の供給	<震災対策編を準用>	3-73
第13	生活必需品等の供給・貸与	<震災対策編を準用>	3-74
第14	災害時要援護者の安全確保		3-75
14.1	高齢者、障害者等の安全確保		
	【本部班、要援護者支援班、広報班、建築・住宅班、保健班】		3-76
14.2	外国籍市民の安全確保	<震災対策編を準用>	3-78
第15	遺体の取扱い	<震災対策編を準用>	3-79
第16	ライフラインの応急対策	<震災対策編を準用>	3-79
第17	公共施設等の応急復旧	<震災対策編を準用>	3-79
第18	帰宅困難者への支援	<震災対策編を準用>	3-80
第4節	救援期における災害応急対策活動		3-81
第1	災害情報の収集・伝達・共有	<震災対策編を準用>	3-83
第2	広報広聴活動	<震災対策編を準用>	3-83
第3	避難所の運営	<震災対策編を準用>	3-83
第4	防疫及び保健衛生	<震災対策編を準用>	3-84
第5	廃棄物対策	<震災対策編を準用>	3-84
第6	住宅の確保	<震災対策編を準用>	3-84
第7	文教・保育対策	<震災対策編を準用>	3-85
第8	商工・農業対策	<震災対策編を準用>	3-85
第9	義援金品の受付、配分	<震災対策編を準用>	3-85
第10	労働力の確保	<震災対策編を準用>	3-85
第3章	風水害復旧・復興計画		3-86
第1節	施設の復旧・復興計画		3-87
第1	復旧計画	<震災対策編を準用>	3-88
第2	復興計画	<震災対策編を準用>	3-88
第2節	民生安定のための措置		3-89
第1	り災証明書の発行	<震災対策編を準用>	3-90
第2	被災者の生活確保	<震災対策編を準用>	3-90
第3	地域経済の復旧支援	<震災対策編を準用>	3-90
第3節	激甚災害の指定		3-91
第1	激甚災害の指定手続	<震災対策編を準用>	3-91
第2	特別財政援助額の交付手続等	<震災対策編を準用>	3-91

2.1	事故発生直後の情報の収集・連絡	【市、埼玉県、原子力事業者等】	4-25
2.2	活動体制の確立	【市、原子力事業者等】	4-27
2.3	消火活動	【消防組合、原子力事業者等】	4-28
2.4	原子力緊急事態宣言発出時の対応	【市、埼玉県】	4-28
2.5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	【市、埼玉県、警察署、道路管理者】	4-29
2.6	退避・避難収容活動など	【市、埼玉県】	4-29
2.7	核燃料物質等の除去等	【原子力事業者等】	4-32
2.8	各種規制措置と解除	【市、埼玉県、警察署、原子力事業者等】	4-32
2.9	被害状況の調査等	【市】	4-33
2.10	住民の健康調査等	【市、埼玉県】	4-33

資料編

【資料集】

<資料1（条例、協定等）>

●総則編

◎第2章 防災関係機関の役割分担

○第1節 川越市防災会議

- 資料1.1 「川越市防災会議条例」 …… 1- 1
- 資料1.2 「川越市防災会議に関する規程」 …… 1- 3

●震災対策編

◎第1章 震災予防計画

○第2節 震災に強い都市環境の整備

- 資料1.4 「官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月24日建設省営計発第100号）」 …… 1- 5
- 資料1.5 「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日国営計発第76号他）」 …… 1- 6

○第2節 震災に強い防災体制の整備

- 資料1.6 「災害時における相互応援に関する協定（群馬県高崎市）」 …… 1- 7
- 資料1.7 「災害時の避難場所相互利用に関する協定（さいたま市）」 …… 1- 9
- 資料1.8 「災害時における相互応援に関する協定（川越都市圏）」 …… 1-10
- 資料1.9 「災害時における相互応援に関する協定（福島県棚倉町）」 …… 1-12
- 資料1.10 「災害時における防災施設の運営に関する協定（川越公園管理事務所）」 …… 1-14
- 資料1.11 「災害時における相互応援に関する協定（八王子市）」 …… 1-16
- 資料1.12 「中核市災害相互応援協定」 …… 1-18
- 資料1.13 「中核市災害相互応援協定実施細目」 …… 1-21
- 資料1.14 「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定
（埼玉県、県内全市町村）」 …… 1-23
- 資料1.15 「災害時の相互応援に関する実施要領（埼玉県、県内全市町村）」 …… 1-25
- 資料1.16 「災害時における相互協力に関する協定（川越西郵便局）」 …… 1-27
- 資料1.17 「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定
（社）埼玉県LPガス協会川越支部」 …… 1-29
- 資料1.18 「災害時における物資の輸送に関する協定（社）埼玉県トラック協会川越支部」 …… 1-31
- 資料1.19-0 「災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）」 …… 1-33
- 資料1.19 「災害時における情報提供に関する協定（東京電力㈱川越支社）」 …… 1-35
- 資料1.20 「災害時の医療救護活動に関する協定（社）川越市医師会」 …… 1-36
- 資料1.20-2 「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書（社）川越市医師会」 …… 1-38
- 資料1.21 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定
（社）埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部」 …… 1-40
- 資料1.22 「災害時における応急復旧作業に関する協定（川越市建設産業団体連合会）」 …… 1-41
- 資料1.23 「災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定
（いるま野農業協同組合）」 …… 1-43
- 資料1.24 「災害時における特別法律相談に関する協定（埼玉弁護士会川越支部）」 …… 1-45
- 資料1.25 「災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定（埼玉冷蔵倉庫(株)）」 …… 1-47
- 資料1.26 「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定
（公社）埼玉県接骨師会川越支部」 …… 1-48
- 資料1.27 「災害時等における精米の優先供給に関する協定（伊藤米穀(株)）」 …… 1-50
- 資料1.28 「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定（朝日航洋(株)）」 …… 1-52
- 資料1.29 「震災時における緊急設備支援に関する協定（株）セレスポ」 …… 1-53
- 資料1.30 「災害時の情報提供等に関する協定（朝日自動車(株)、他）」 …… 1-55

資料 1.31 「災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定（三国コカ・コーラボトリング(株)）」	1-57
資料 1.32 「災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定 （埼玉県電気工事工業組合）」	1-59
資料 1.32-2 「災害時における燃料等の優先供給に関する協定 （埼玉県石油商業組合川越支部）」	1-63

◎第2章 震災応急対策計画

○第1節 活動体制の確立

資料 1.33 「川越市災害対策本部条例」	1-66
資料 1.34 「川越市災害対策本部要綱」	1-67
資料 1.35 「川越市災害対策本部運営要領」	1-70

◎第3章 震災復旧・復興計画

○第2節 民生安定のための措置

資料 1.36 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成18年内閣府）」	1-97
資料 1.37 「川越市災害弔慰金の支給に関する条例」	1-100
資料 1.38 「川越市見舞金等支給要綱」	1-104

●風水害対策編

◎第2章 風水害応急対策計画

○第2節 警戒期における災害応急対策活動

資料 1.39 「川越市水防団条例」	1-106
資料 1.40 「災害時の情報交換に関する協定」	1-109

<資料2（図表類等）>

●震災対策編

◎第1章 震災予防計画

○第1節 震災に強い都市環境の整備

資料 2.1 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」	2-1
-----------------------	-----

○第2節 震災に強い防災体制の整備

資料 2.2 「指定給水場所一覧表」	2-2
資料 2.3 「拠点給水場所一覧表」	2-3
資料 2.4 「備蓄品の状況」	2-4
資料 2.5 「災害備蓄庫整備状況」	2-6
資料 2.6 「備蓄品保管室整備状況」	2-7
資料 2.7 「備蓄品保管室の備蓄状況（1校当たり）」	2-8
資料 2.8 「消防分団の受持区域」	2-9
資料 2.9 「トリアージ・タグ」	2-10
資料 2.10 「救急病院（川越市）」	2-11
資料 2.11 「災害拠点病院（埼玉県）」	2-12
資料 2.12 「救命救急センター（埼玉県）」	2-13
資料 2.13 「埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧（本市関連）」	2-14
資料 2.14 「緊急輸送道路位置図」	2-16

◎第2章 震災応急対策計画

○第1節 活動体制の確立

資料 2.15 「時系列からみた応急対策の流れ」	2-17
資料 2.16 「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」	2-21
資料 2.17 「自衛隊への連絡先」	2-22
資料 2.18 「災害救助基準」	2-23

○第2節 発災初期における災害応急対策活動

資料 2.19 「気象庁震度階級関連解説表」	2-25
資料 2.20 「市民への注意喚起のための呼びかけ例」	2-29
資料 2.21 「医師会医療救護班編成表」	2-30

◎第3章 震災復旧・復興計画

○第2節 民生安定のための措置

資料 2.22 「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」	2-32
資料 2.23 「災害援護資金貸付制度」	2-33
資料 2.24 「生活福祉資金貸付制度」	2-33
資料 2.25 「被災者生活再建支援制度」	2-34
資料 2.26 「災害復興住宅建設資金に基づく融資」	2-36
資料 2.27 「災害復興住宅補修資金に基づく融資」	2-36

●風水害対策編

◎第1章 風水害予防計画

○第1節 風水害に強い都市環境の整備

資料 2.28 「浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設」	2-37
-------------------------------	------

◎第2章 風水害応急対策計画

○第2節 警戒期における災害応急対策活動

資料 2.29 「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」	2-38
資料 2.30 「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」	2-38

【 様 式 集 】

●震災対策編

◎第1章 震災予防計画

○第2節 震災に強い防災体制の整備

様式1 「緊急通行車両等関係様式」	1
(1) 緊急通行車両等確認申請書	1
(2) 緊急通行車両事前届出書	2
(3) 緊急通行車両の標章	3

◎第2章 震災応急対策計画

○第1節 活動体制の確立

様式2 「出勤職員報告書」	4
様式3 「公用負担命令票」	5
様式4 「自衛隊災害派遣要請書」	6
様式5 「自衛隊災害派遣撤収要請書」	7
様式6 「ボランティア受入れ名簿」	8

○第2節 発災初期における災害応急対策活動

様式7 「人的被害の状況」	9
様式8 「発生速報」	10
様式9 「経過速報」	11
様式10 「災害発生情報」	12
様式11 「本部長指令」	13
様式12 「市町村放送要請依頼用紙」	14
様式13 「緊急消防援助隊応援要請連絡」	15
様式14 「避難所開設状況」	16
様式15 「避難状況一覧」	17
様式16 「避難者名簿」	18
様式17 「食料調達状況」	19
様式18 「輸送状況」	20
様式19 「物資輸送引渡書・物資受領書」	21
様式20 「物資調達状況」	22
様式21 「災害救援物資受領書」	23

○第3節 救援期における災害応急対策活動

様式22 「被害状況調」	24
--------------	----

◎第3章 震災復旧・復興計画

○第2節 民生安定のための措置

様式23 「り災証明願」	26
様式24 「被害家屋損害割合判定表」	27
様式25 「災害等調査表」	28
様式26 「災害等調査集計表」	30
様式27 「り災都市借地借家臨時処理法の申請」	31

●風水害対策編

◎第2章 風水害応急対策計画

○第2節 警戒期における災害応急対策活動

様式28 「河川の水位一覧表」	32
-----------------	----

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の策定 (p1-1)

第1節 計画の概要

第2節 計画の基本方針

第2章 防災関係機関の役割分担 (p1-10)

第1節 川越市防災会議

第2節 防災関係機関の業務の大綱

第3章 市民、自主防災組織及び 事業所の基本的役割 (p1-22)

第1節 市民の果たす役割

第2節 自主防災組織の果たす役割

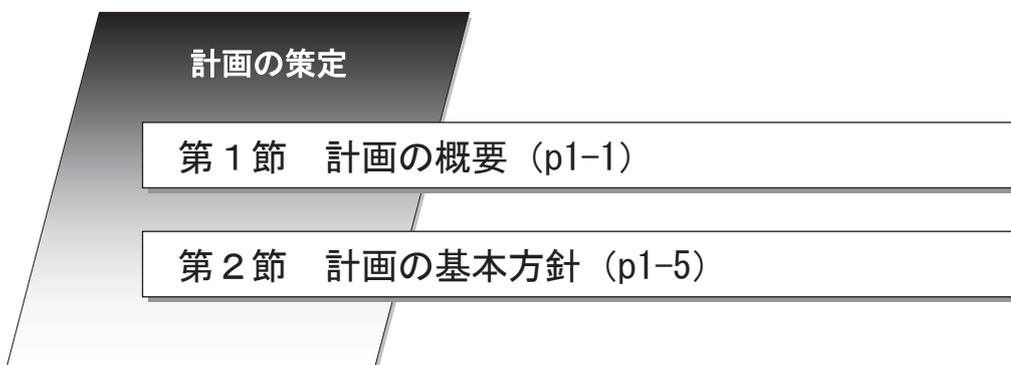
第3節 事業所の果たす役割

第4章 川越市の防災環境 (p1-26)

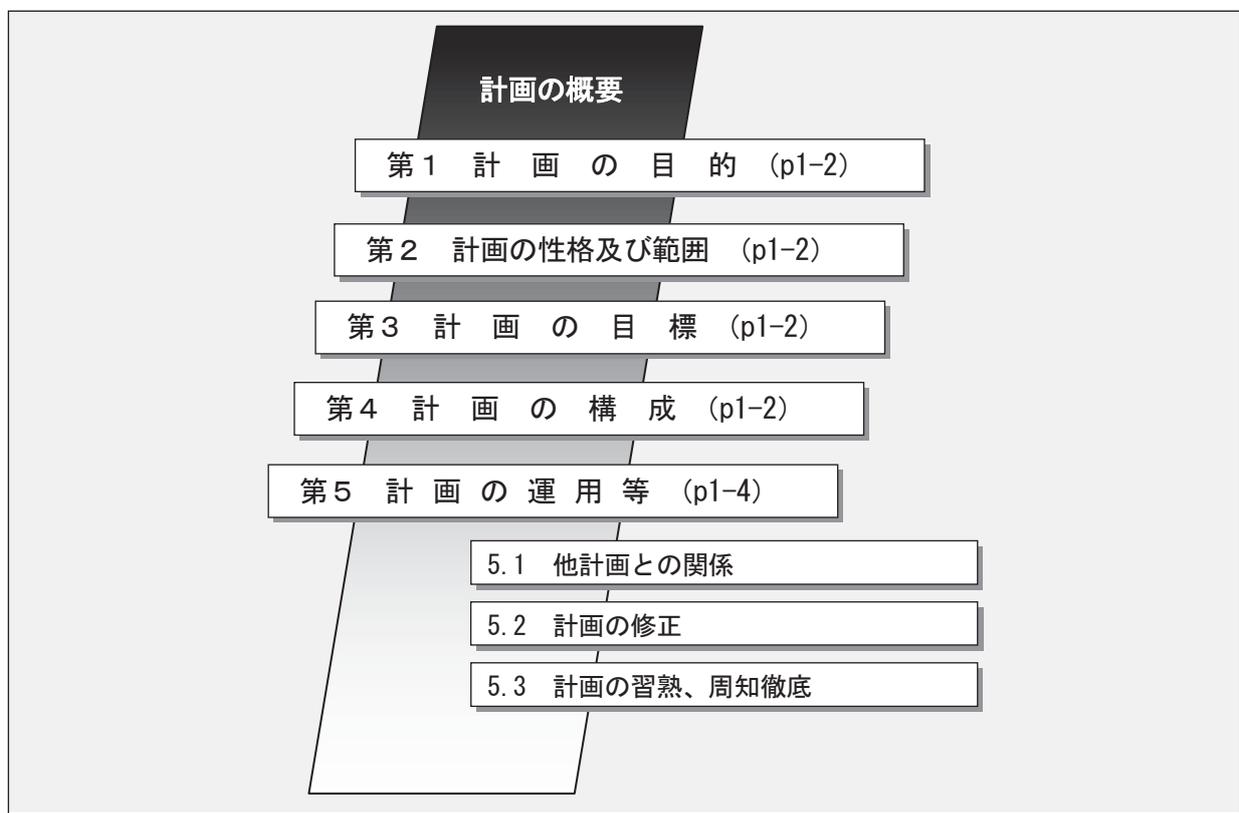
第1節 自然環境の特性

第2節 社会環境の特性

第1章 計画の策定



第1節 計画の概要



第1 計画の目的

川越市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格及び範囲

- 1 本計画は、本市の地域に係る防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、本市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

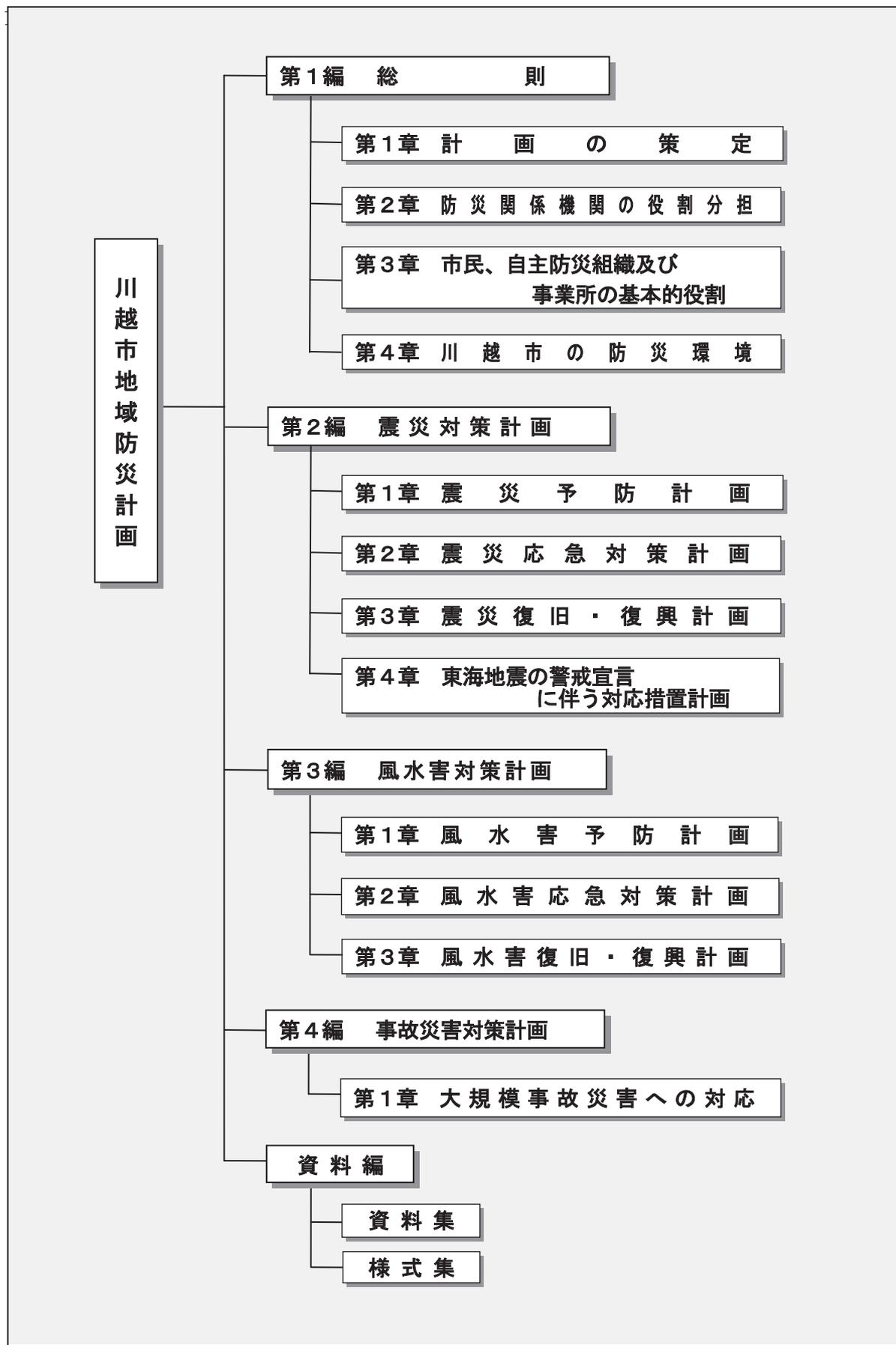
第3 計画の目標

本計画は、本市において発生の可能性がある地震災害、風水害及び大規模事故災害に対処することを目標とする。

第4 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

■川越市地域防災計画の構成



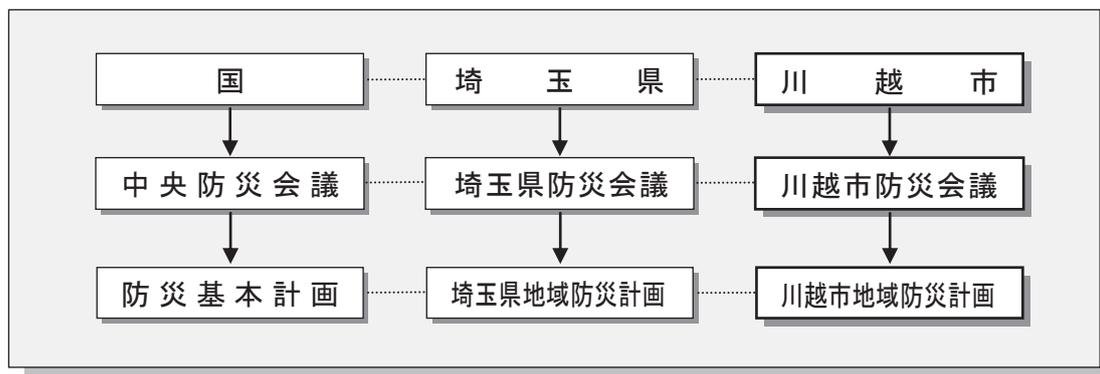
第5 計画の運用等

5.1 他計画との関係

(1) 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び本市の防災会議並びに防災計画の関係



(2) 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(3) 総合計画等との関係

川越市総合計画と整合を図り、「人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち」に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立するものである。

また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

5.2 計画の修正

川越市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

5.3 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるものとする。また、特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2節 計画の基本方針



第1 川越市総合計画

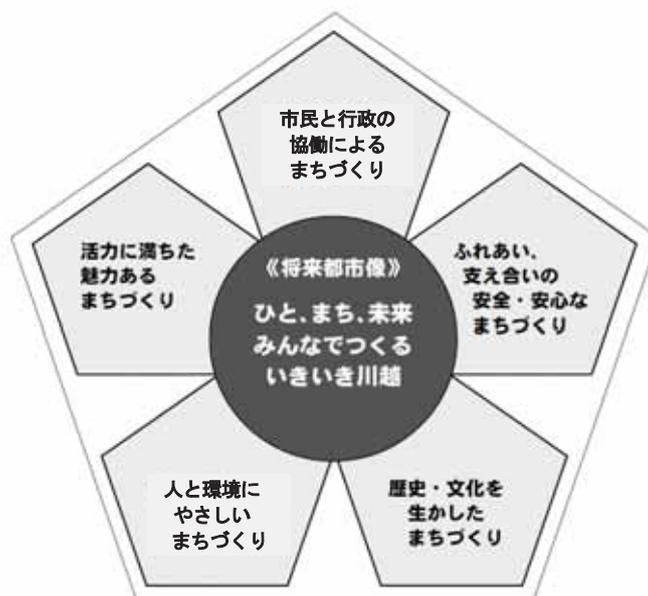
川越市総合計画は、本計画の上位計画として位置付けられ、本市のまちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものである。

現在の計画である第三次川越市総合計画は、平成18年度（2006年）から平成27年度（2015年）までの10年間に於ける本市の新たなまちづくりを進める指針となるものである。

第三次川越市総合計画では、本市を取り巻く社会環境の変化を認識して、基本構想の理念を次のとおり定めるとともに、本市の目指すべき姿、10年後の本市が表現された姿としての将来都市像を「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と定めている。

また、本市の将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と6つの分野別の基本目標を定めている。

■基本構想の理念と将来都市像



総則編

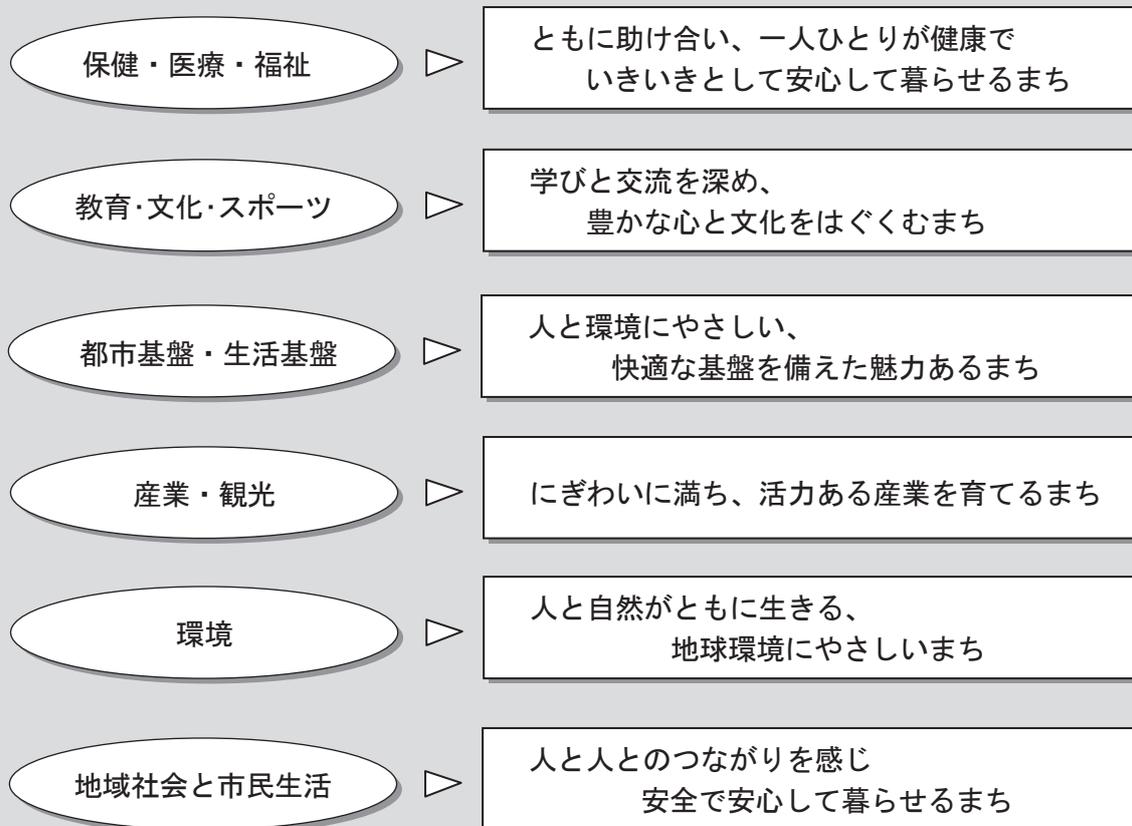
<第1章 計画の策定>

<第2節 計画の基本方針>

■全体に共通する基本目標

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

■分野別の基本目標



「都市基盤・生活基盤」に係る基本目標である「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

自然と調和した基盤づくり

治水事業の推進

《 施策の指標 》

<目標値>

・久保川改修事業 (%)	・雨水管きよ整備事業 (m)
平成27年度 32.3	平成27年度 8,100
平成21年度 0.0(現状値)	平成21年度 4,426(現状値)

《 施策の推進 》

- 1 河川整備
- 2 雨水整備
- 3 雨水の有効利用の促進

「地域社会と市民生活」に係る基本目標である「人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

安全で安心な暮らしの確保

防災体制の整備

《 施策の指標 》

<目標値>

自主防災組織結成率 (%)
平成27年度 90.0
平成24年度 69.2(現状値)

《 施策の推進 》

- 1 地域防災計画の推進
- 2 災害応急対策の充実
- 3 防災意識の普及・高揚
- 4 危機管理体制の整備

消防・救急体制の整備

《 施策の指標 》

<目標値>

出火率 (件)	救命率 (%)
平成27年度 3.0 以下	平成27年度 15.0 以上
平成21年度 3.3(現状値)	平成21年度 11.2(現状値)

《 施策の推進 》

- 1 初動消防力の強化
- 2 救急業務体制の整備
- 3 火災予防対策の推進
- 4 庁舎建設等施設の充実

第2 防災ビジョン

災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持つ本市において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

特に、現在においては、首都圏では比較的切迫性の高い東京湾北部地震や広域的な被害が想定される南海トラフ巨大地震、また、発生した場合は本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震や、大規模風水害による大きな被害が懸念されるなど、市域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の予防及び被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、本市及び防災関係機関が相互に連携し、最善の対策をとることが必要である。また、周到かつ十分な災害予防対策、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧・復興に向け、それぞれが業務・事業を継続していく必要がある。

しかしながら、これらの防災対策は、阪神淡路大震災やその後の大規模地震での教訓からも分かるように、決して行政の力だけでできるものでなく、市民や事業者、民間団体（以下、総称して市民）との協働があって初めてなし得るものである。また、本市総合計画においても市民との協働がまちづくりの大きな目標として掲げられている。

以上から、本市の防災対策の基本理念を「市民とともに作る安全で安心なまち川越」として、次に掲げる3つの方向性によりその実現を図るものとする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員の任命など、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

《防災の基本理念》

市民とともに作る

安全で安心なまち川越

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化及び防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

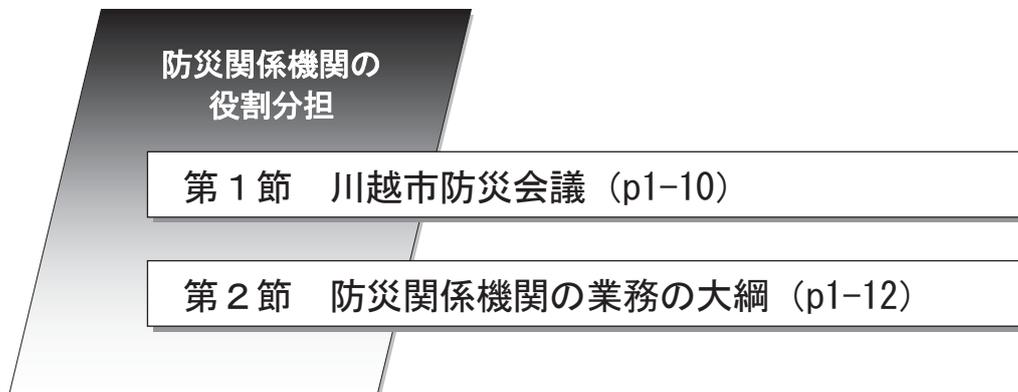
災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 自助、共助、公助の適切な 役割分担による防災体制の推進 》

災害時の被害を軽減する上で、市民の日ごろからの災害への備えと的確な組織的対応が大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところであり、特に、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対する災害支援においては、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

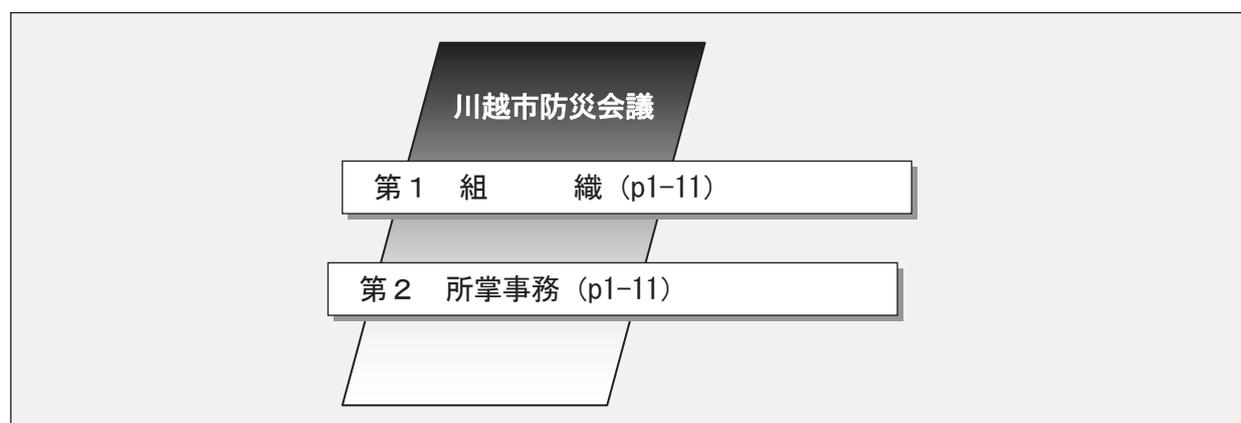
そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、市民の防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民と行政の協働による防災体制の整備を推進する。

第2章 防災関係機関の役割分担



第1節 川越市防災会議

川越市防災会議は、災害対策基本法第16条及び川越市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、本市及び本市以外の防災関係機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。



第1 組織

川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命する。

防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課がこれにあたる。

第2 所掌事務

- (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

『 → 資料 1. 1 「川越市防災会議条例」参照』

『 → 資料 1. 2 「川越市防災会議に関する規程」参照』

第2節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、本市及び本市以外の各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。



第1 市

市は、防災の第一次的責任者として、当該市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災対法第5条第1項）。なお、災害救助法の適用後は、同法第30条の規定に基づき災害救助にあたる。

【川越市】

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関する事。
- (2) 防災空間の整備拡大に関する事。
- (3) 建築物及び構造物の耐災化に関する事。
- (4) 防災に関する訓練の実施に関する事。
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事。
- (7) 市民の防災力の向上に関する事。
- (8) その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関する事。

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関する事。
- (2) 避難の勧告及び指示に関する事。
- (3) 被災者の救難、救助及び保護に関する事。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。
- (7) 交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事。
- (8) 緊急輸送の確保に関する事。
- (9) その他災害の防衛又は拡大防止のための措置に関する事。

3 災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関する事。
- (2) 被災者及び被災事業者の自立支援に関する事。
- (3) 公共土木施設の災害復旧に関する事。

第2 消防機関

【川越地区消防組合】

- (1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関する事。
- (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関する事。
- (3) 消防、水防その他の応急処置に関する事。
- (4) 災害時の救助、救急及び情報の伝達に関する事。
- (5) 危険物の安全性確保のための指導に関する事。

第3 県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する（災対法第4条第1項）。

【埼玉県】

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

【川越比企地域振興センター】

- (1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び本部長（知事）への報告
- (2) 防災基地の開設及び運営
- (3) 市町村と連携した帰宅困難者対策
- (4) 市町村災害応急対策業務の支援
- (5) その他本部長の指示に基づく事項

【川越県税事務所】

- (1) 災害応急対策組織の整備に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害現地調査に関すること。
- (5) 災害対策現地報告に関すること。
- (6) 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。

【川越農林振興センター】

- (1) 農作物及び耕地の被害状況調査に関すること。

【川越県土整備事務所】

- (1) 県所管の河川、道路及び橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
- (2) 降水量、水位等の観測情報に関すること。
- (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関すること。
- (5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関すること。

【西部教育事務所】

- (1) 災害情報の収集に関すること。
- (2) 文教施設の被害状況調査に関すること。
- (3) 教育実施者の確保に関すること。
- (4) 応急教育の方法及び指導に関すること。
- (5) 教科書、学用品等の調達に関すること。
- (6) 国及び県指定文化財の保護に関すること。
- (7) 学校の給食指導に関すること。

第4 警察の機関

【川越警察署】

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索及び検視（見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定地方行政機関

【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)及び水象の予報、注意報、警報、特別警報に関すること。
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

【関東農政局】

- (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保、供給すること。

【川越労働基準監督署】

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】

1 災害予防

- (1) 災害対策の推進に関すること。
- (2) 危機管理体制の整備に関すること。
- (3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
- (4) 防災教育等実施に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 災害発生直前の対策に関すること。
- (2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関すること。
- (3) 活動体制の確立に関すること。
- (4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
- (5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
- (6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 二次災害の防止対策に関すること。
- (9) 地方公共団体等への支援に関すること。
- (10) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。

3 災害復旧・復興

- (1) 災害復旧の実施に関すること。
- (2) 復旧・復興資機材の安定的な確保に関すること。
- (3) 都市の復興に関すること。

【国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所】

1 災害予防

- (1) 災害危険区域の設定又は指導に関すること。
- (2) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。
- (2) 災害時における交通確保に関すること。
- (3) 災害時における応急工事に関すること。

3 災害復旧

- (1) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (2) 二次災害防止工事の施工に関すること。

第6 陸上自衛隊

【陸上自衛隊第32普通科連隊】

1 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。

2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のために、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関（1／2）

【日本郵便株式会社 川越西支店】

- (1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。

【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社】

- (1) 災害時に線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連結社線への振替輸送に関すること。
- (2) 災害により線路が不通になった場合の措置に関すること。
 - ① 列車の運転整理及び折返し運転を行うこと。
 - ② 線路の復旧並びに脱線車両の復線及び修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視又は巡回監視に関すること。
- (4) 死傷者の救護及び処置に関すること。
- (5) 事故の程度によっては、外部への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
- (6) 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守及び管理に関すること。

【東日本電信電話株式会社 埼玉支店】

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店】

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時の非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第7 指定公共機関（2／2）

【NEXCO 東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】

高速自動車国道（関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道）に係る

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

【東京電力株式会社 川越支社】

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

【日本赤十字社 埼玉県支部】

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性及び能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集及び配分に関すること。

【NHKさいたま放送局】

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

第8 指定地方公共機関（1／2）

【東武鉄道株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】

【西武鉄道株式会社 本川越駅管区本川越駅】

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

【埼玉県バス協会】

【西武バス株式会社 川越営業所】

【東武バスウェスト株式会社 川越営業事務所】

- (1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

【社団法人埼玉県トラック協会 川越支部】

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第8 指定地方公共機関（2／2）

【ガス供給事業者（都市ガス）】

- (1) ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

【社団法人LPガス協会 川越支部】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

【株式会社テレビ埼玉】

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

【株式会社エフエムナックファイブ】

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

【一般社団法人埼玉県医師会】

【一般社団法人埼玉県歯科医師会】

【公益社団法人埼玉県看護協会】

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

【荒川右岸用排水土地改良区】

【入間第二用水土地改良区】

【名細第一土地改良区】

- (1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（1／2）

【一般社団法人川越市医師会】

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

【川越市社会福祉協議会】

- (1) 災害時要援護者の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。

【株式会社JCN関東】

- (1) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事。

【いるま野農業協同組合】

- (1) 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

【川越市管工事業協同組合】

- (1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事。
- (2) 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。

【川越商工会議所等商工業関係団体】

- (1) 本市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関する事。

【病院等医療機関の管理者】

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容及び保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（2／2）

【社会福祉施設の管理者】

- (1) 避難施設の整備、避難等の訓練に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること。

【災害時の協力協定締結企業】

- (1) 災害時において、被災者に支給する食料、生活必需品、応急対策に必要な資機材の確保、施設及び人材の提供に関すること。

【金融機関】

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

【学校法人】

- (1) 避難施設の整備、避難等の訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。

【自治会】

- (1) 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

【自主防災組織】

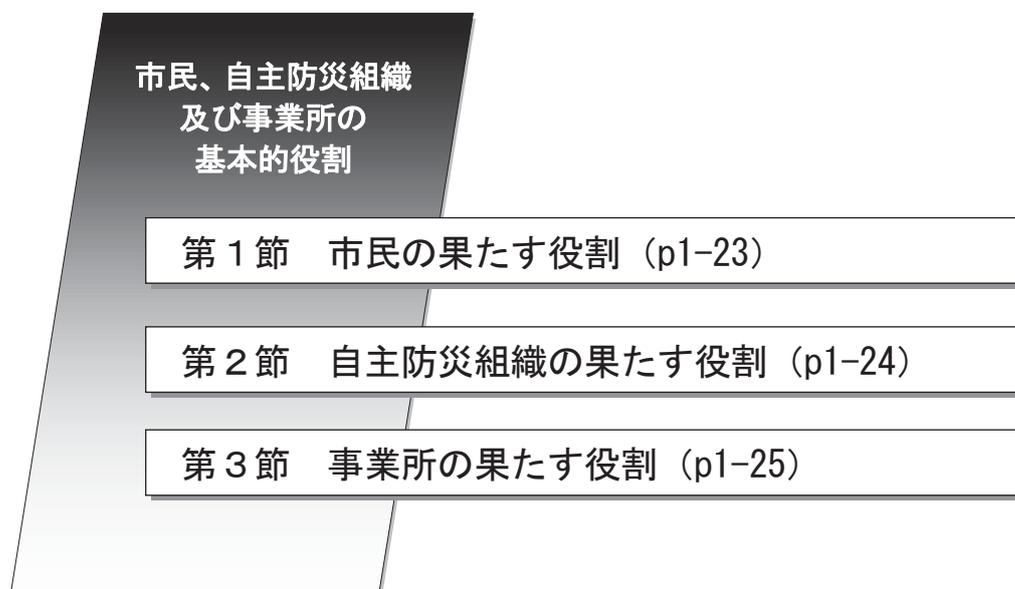
- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

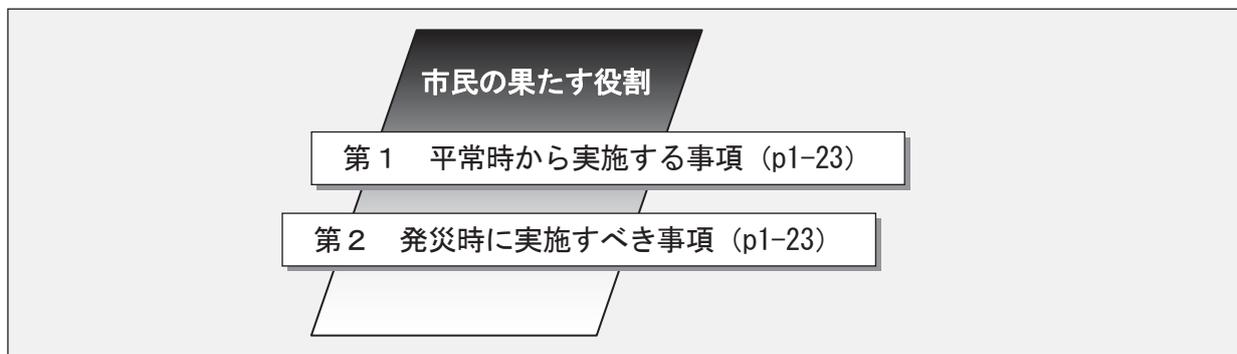
市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。



第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。



第1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の習得
- ②災害教訓の伝承
- ③地域固有の災害特性の理解及び認識
- ④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策
- ⑤家屋等の風水害対策
- ⑥ブロック塀等の改修及び生垣化
- ⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
- ⑧避難場所及び避難路の確認
- ⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定
- ⑩3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活必需品等の備蓄
- ⑪非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑫各種防災訓練の参加

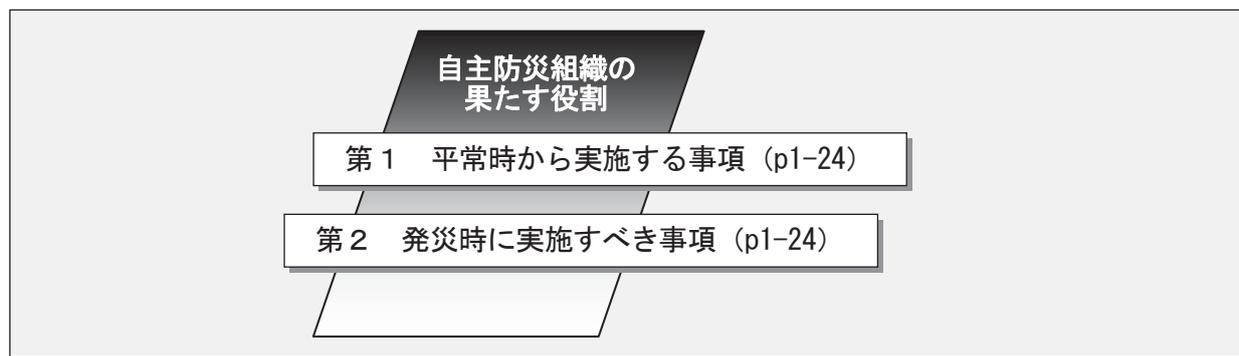
第2 発災時に実施すべき事項

- ①自らの身の安全の確保
- ②正確な情報の把握及び伝達
- ③出火防止措置及び初期消火の実施
- ④家族の安否確認
- ⑤適切な避難の実施
- ⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力

第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織における女性の参画を促進する。



第1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の普及及び啓発
- ②地域危険箇所の把握
- ③避難所及び避難路の確認
- ④地区内の災害時要援護者の把握
- ⑤災害時要援護者等の支援体制の整備
- ⑥消火訓練の実施
- ⑦水防訓練の実施
- ⑧避難誘導訓練の実施
- ⑨救援救護訓練の実施
- ⑩地元商店街等との連携
- ⑪防災資機材の備蓄及び管理

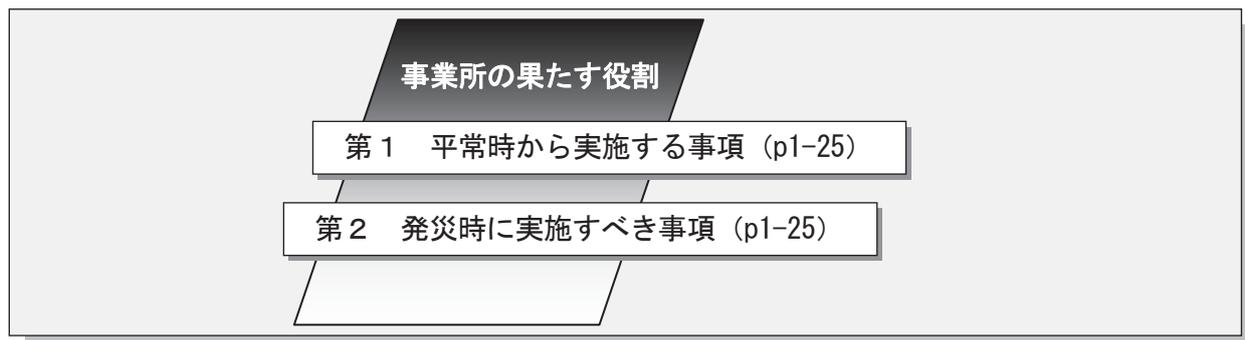
第2 発災時に実施すべき事項

- ①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整
- ②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡
- ③人員の確認及び地域住民の避難誘導
- ④災害時要援護者の保護及び安全確保
- ⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携
- ⑥避難所開設への協力
- ⑦避難所運営への積極的な協力
- ⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報
- ⑨救援物資の受入れ及び配分
- ⑩食料及び飲料水の調達及び配分
- ⑪防災資機材の活用

第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、事業所については、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）においても、積極的な防災対策の実施、地域との連携などについて定められている（第4条「事業者の責務」）。



第1 平常時から実施する事項

- ①防災責任者の育成
- ②建築物の耐震化等による安全性の確保
- ③建築物の風水害対策
- ④施設、設備の安全管理
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥従業員に対する防災知識の普及
- ⑦自衛消防隊の結成及び防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導等）の作成
- ⑧地域防災活動（防災訓練など）への参加及び協力
- ⑨企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討・協力体制の確立
（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- ⑩飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑪広告、外装材等の落下防止
- ⑫災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

第2 発災時に実施すべき事項

- ①正確な情報の把握及び伝達
- ②出火防止措置及び初期消火の実施
- ③従業員、利用者等の安全確保及び避難誘導
- ④負傷者の応急救護
- ⑤人的・物的資源の提供
- ⑥帰宅困難な従業員への支援
- ⑦重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4章 川越市の防災環境

本市において防災上留意すべき自然環境及び社会環境について次に整理した。

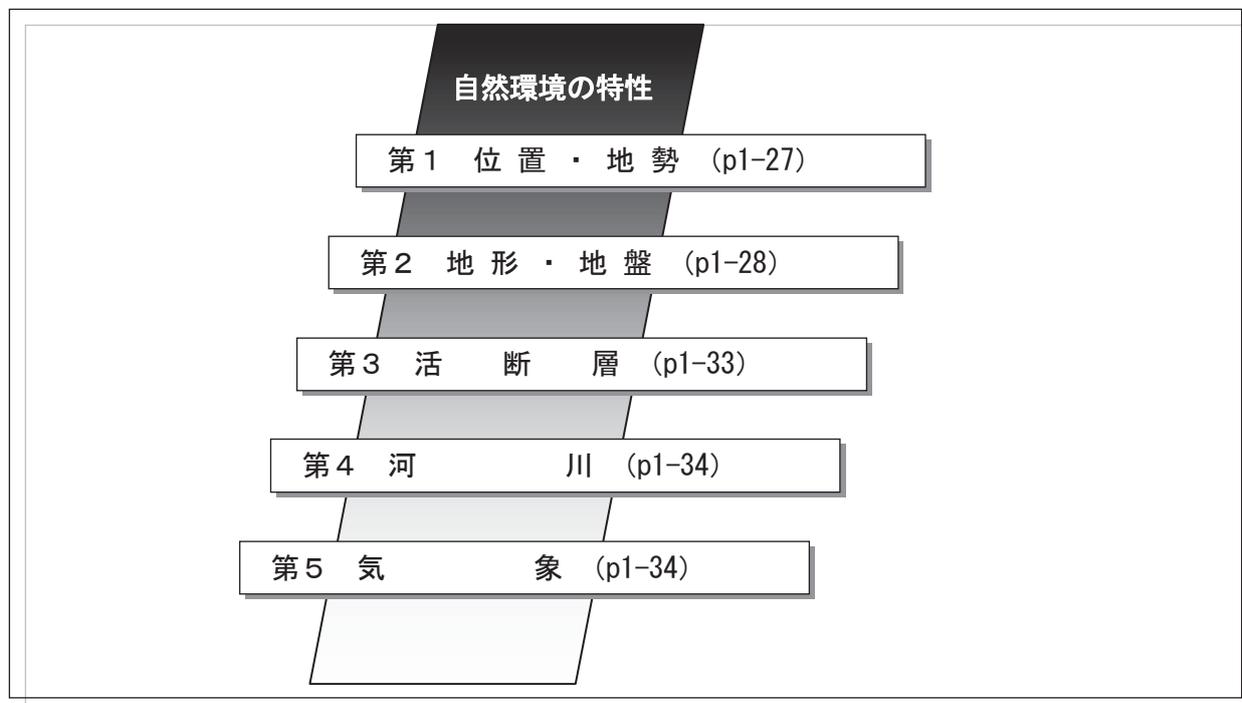
川越市の防災環境

第1節 自然環境の特性 (p1-27)

第2節 社会環境の特性 (p1-40)

第1節 自然環境の特性

本市の自然環境の特性を次に整理した。



第1 位置・地勢

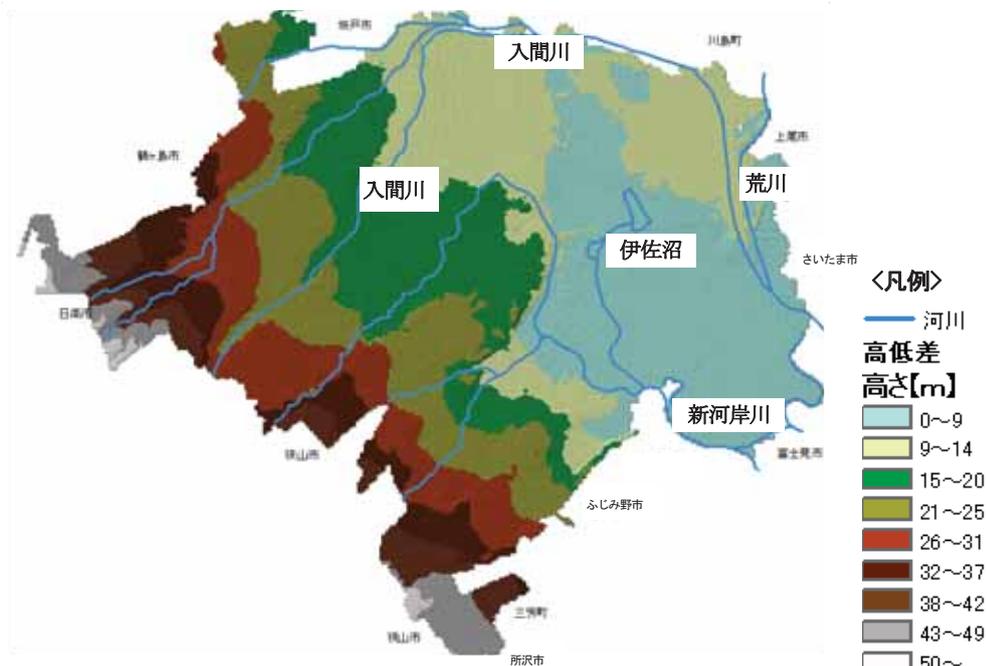
本市は、埼玉県の南西部に位置し、東京都心から30km圏内にあり、北は坂戸市、川島町、東は上尾市、さいたま市、富士見市、南はふじみ野市、所沢市、三芳町、西は狭山市、日高市、鶴ヶ島市に隣接している。

地勢としては、関東平野の中西部に位置し、本市の南部、西部から中央部まで平坦な武蔵野台地の東北端に位置している。また、北部、東部は低層な沖積平野で、本市域はほとんど高低差の無い平地である。また、荒川が本市の東部を、入間川が西部から北部を回って東部へと本市を取り囲むように流れており、さらに新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れるなど、10の一級河川が流れている。

■本市の位置と面積

面積	市庁舎の位置			東西の距離	南北の距離	周囲
	東経	北緯	海拔			
109.16km ²	139° 29' 08"	35° 55' 30"	18.5m	16.27 km	13.81 km	約 86.8 km

■本市の地勢



第2 地形・地盤

本市の地形は、洪積台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。この地形を構成する地盤は、台地部が比較的固結度の高い関東ローム層から構成されているのに対して、低地部は主に粘土層あるいは泥炭層（腐植土層）など固結度の極めて低い軟弱地盤から構成されている。

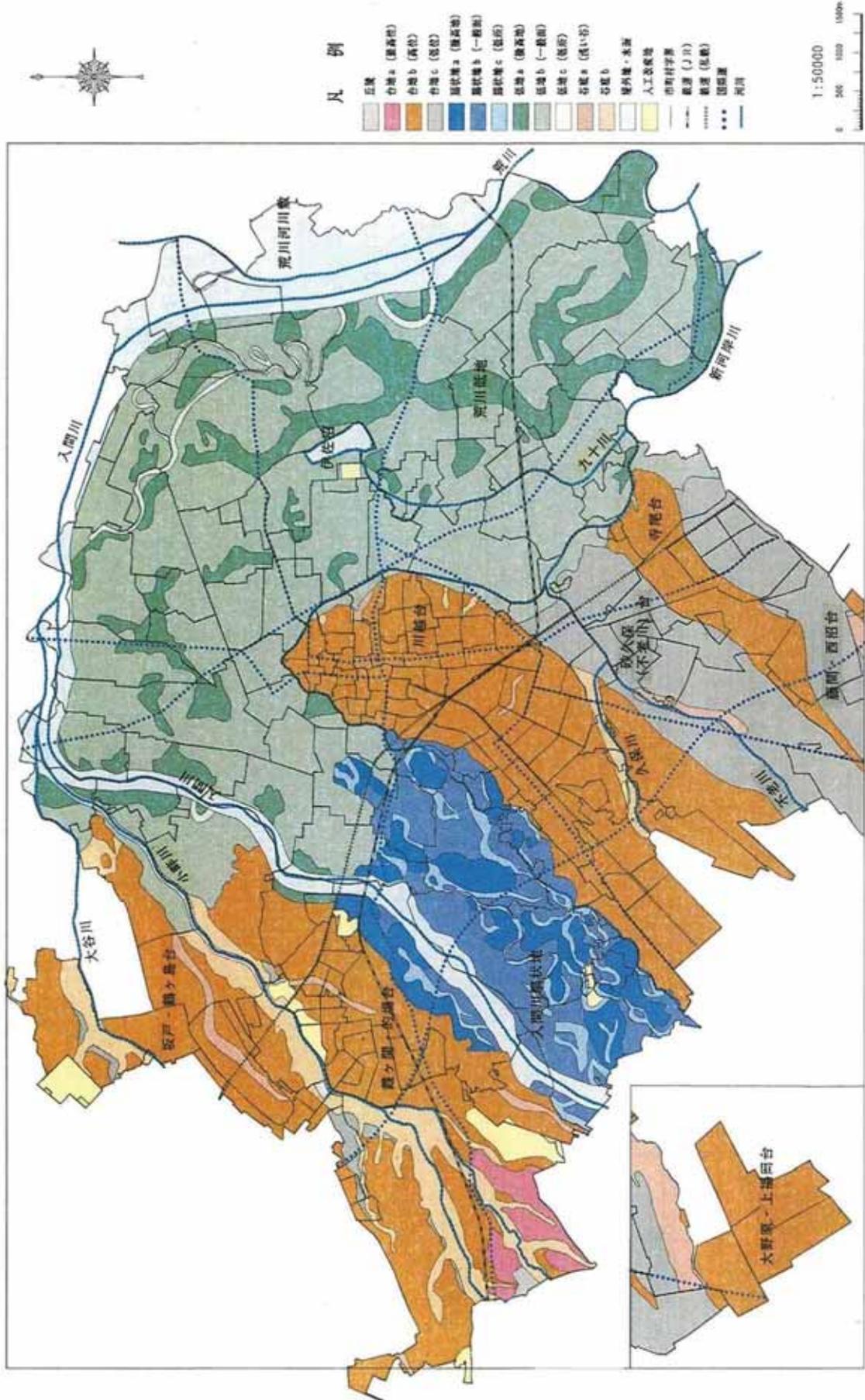
このため、台地部は地震時における増幅特性が小さく（震度が小さい）、また振動の周期が短くなりやすいことから、木造建物などへの被害は小さいと考えられる。一方、荒川及び入間川沿いの低地部は、地震時における増幅特性が大きく（震度が大きい）、また周期の長い振動が起りやすいことから、木造建物などへの被害が大きくなるとともに、浅層部に砂層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起りやすいことから、ライフライン（地下埋設管）の被害も大きくなると考えられる。

このように、本市における地震時の被害は、台地部よりも低地部の危険性が大きいと考えられる。

また、これらの低地部では、浸水による被害も大きくなると考えられる。例えば、荒川、入間川のような大きな河川がはん濫した場合、低地部の大部分が浸水する大きな被害が予想される。

一方、台地を刻んだ低地を流れる小河川がはん濫した場合には、流域内が宅地化され、地表がアスファルトやコンクリートで覆われていることから、雨水を地中に浸透させる機能や一時的に貯留させる保水機能が低下し、浸水が発生する危険が高まっている。

■地形分類図



■地形と災害の関係

区分	土地条件	主な分布地(地区)	構成物質(地質)	地震災害	風水害	
台地	①丘陵	丘陵	関東ローム(5m以上) 砂礫	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。	
	②台地 a	最も高い台地(下末吉面)				
	③台地 b	高い台地(武蔵野面)	坂戸一鶴ヶ島台、霞ヶ関 的場台…入間台地 (名細・霞ヶ関、霞ヶ関北) 川越台、寺尾台、大野原一上福岡 台…武蔵野台地 (本庁・高階・福原・大東)	関東ローム(3～5m) 砂礫	低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。(比高の大きいもの)	
	④台地 c	低い台地(立川面)	砂久保(不老川)台、藤間一西沼 台…武蔵野台地(福原・高階)	関東ローム(1～1.5m) 砂礫	東縁部の低地との比高の小さい 地区では浸水のおそれがある。	
	低地	⑤扇状地 a	砂礫堆		—	—
		⑥扇状地 b	扇状地の一般面	砂礫	縁辺部では液状化のおそれがある。	破堤の際、浸水のおそれがある
		⑦扇状地 c	旧低水路		場所により液状化のおそれがある。	破堤の際、洪水流の通路となる おそれがある。
		⑧低地 a	自然堤防	砂礫～砂・砂質シルト	縁辺部では液状化のおそれがある。	—
	⑨低地 b	後背湿地	荒川低地及び入間川低地の JR 川 越線以北	シルト、粘土、泥炭	地震動の振幅は大きい。 (ゆれが大きくなる)	破堤の際、浸水のおそれがある。
		旧河道	(山田・芳野・南古谷・古谷・市 街地周辺)	砂、シルト、粘土	地震動の振幅は大きい。 (ゆれが大きくなる) 場所により液状化のおそれがある。	破堤の際、洪水流の通路となる おそれがある。
⑩谷底 a	台地上の浅い谷	大谷川、小畔川、久保川 等の谷 (名細・霞ヶ関)	関東ローム他	—	排水不良による浸水のおそれが ある。	
	台地を刻む谷		粘土、泥炭等	粘土や泥炭が厚いところでは地震動 の増幅がある。	排水不良による浸水のおそれが ある。	
⑬堤外地・ 水面	高水敷、低水敷	荒川、入間川等河川敷、伊佐沼 付近	砂礫、砂、シルト	場所により液状化のおそれがある。	浸水する。	
	盛土地、切土地	霞ヶ関駅周辺(霞ヶ関北)	埋土	軟弱基盤上の盛土地は沈下、陥没の おそれがある。	—	
人工改変地						

■川越市の地盤区分

区分	主な分布地（地区）	特徴	地震時の所見
①「高い台地」型	坂戸一鶴ヶ島台（震ヶ関・名細） 震ヶ関一の場合（震ヶ関・震ヶ関北・名細）、 川越台（本庁・大東）、寺尾台（高階・福原） 大野原一上福岡台（福原）	・関東ローム(3～5m)と台地を構成する砂礫層からなる。 ・砂礫層の下位に東京層 ^{注1)} の粘性土が分布することがある。	・地盤はおおむね良好。 ・東京層中に粘性土がある場合やや劣。
②「低い台地」型	砂久保（不老川）台（本庁・高階・福原） 藤間一西沼台（高階・福原）	・関東ローム(1～1.5m)と砂礫層からなるが、関東ロームは①の約半分の厚さである。砂礫層の下位は粘性土もしくは砂礫である。	・地盤はおおむね良好。 ・東京層中に粘性土がある場合やや劣。
③「台地を刻む谷」型	小畔川、大谷川、久保川及び不老川に沿う地域	・最上部に粘土や泥炭土が薄く分布するが、その下は台地を構成する砂礫である。最下流部は粘性土がやや厚い。	・最下流部で粘性土が厚い場合は、地震動の増幅が大きいが、他はおおむね良好。
④「扇状地」型	入間川低地のJ R川越線以南（大東）	・砂礫層が卓越する（沖積層）。	・おおむね良好、ただし扇状地の地下水の高い地域は液状化の発生するおそれがある。
⑤「埋没段丘 ^{注2)} 」型	入間川低地の川越線以北及び台地末端部からおおよそ1kmの範囲 （市街地周辺・南古谷・名細・山田）	・地下10～20mに砂礫層(洪積層)が存在し、その上に粘性土(埋没関東ローム及び沖積層)が堆積している。	・地震動の増幅はやや大きい。
⑥「埋没段丘“浅”」型	「砂久保（不老川）台」及び「藤間一西沼台」の荒川方面への延長部 （本庁・市街地周辺・南古谷・高階）	・地下10m以内に砂礫層が存在し、その上に粘性土が堆積している。	・地震動の増幅はやや大きい。
⑦「自然堤防」型	荒川に平行する自然堤防地域及び入間川下流部の自然堤防（芳野・古谷・南古谷・名細・山田）	・沖積層基底（⑤以外では20～30m）まで砂層が卓越する。	・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。
⑧「中間型」	荒川低地（芳野・古谷・南古谷・山田）	・沖積層基底（⑤以外では20～30m）まで砂層と粘土層が混在する。	・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。
⑨「後背湿地」型	荒川河川敷・伊佐沼付近（芳野・古谷）	・沖積層基底（20～30m）まで粘土層が卓越する。	・地震動の増幅はやや大きい。

注1) 東京層……武蔵野台地の基盤となる、約12～13万年前の海進の堆積物

注2) 埋没段丘……古い段丘がほとんどそのままの形で新しい堆積物によって埋め立てられたもの。
海面低下期の段丘がその後の海面上昇で埋没する場合など。

第3 活断層

新生代第四紀の後期以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層を活断層と呼ぶ。活断層では地震が過去に繰り返し発生しており、また今後も地震が発生すると考えられているため、活断層の活動度の評価は、そこを震源として発生する地震の予知に役立つと考えられている。活断層の調査は、航空写真の判読、地形分類図の作成、現地での測量や地形観察、ボーリング調査などの方法によって行われている。

活断層は、長期間連続的に動き続けるのではなく、ある一定の周期で瞬間的に動き、他の期間はあまり目立った活動をしないものが多い。活動周期と1回に動く大きさは、各々断層固有の特徴がある。活動周期は、海洋プレート沈み込み地帯などでは100年前後、内陸の断層では数百年～数十万年である。

これまでの国及び県の調査では、本市直下に活断層の存在は報告されていないが、県レベルでは次に示す3つの大きい断層帯の存在が報告されている。



■ 県下関連活断層の概要

関東平野北西縁断層帯	群馬県南部から埼玉県北西部に延びる南西側隆起の逆断層である。段丘面に撓曲変形を与えるが、多くの部分は平野下に伏在している。
越生断層帯	埼玉県中部・関東山地の東縁を北北西・南南東方向に延びる西側隆起の逆断層である。
立川断層帯	埼玉県南部から東京都中部にかけて、北西－南東方向に延びる立川断層及び名栗断層からなる北東側隆起の断層帯である。北西部では左横ずれ変位を伴う。

第4 河川

本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川（10河川）、天の川等の準用河川（3河川）その他普通河川、都市下水路等である。

主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。

また、本市の管理河川は準用河川の他に都市下水路（2路）、普通河川（2,452河川）があり、管理延長は843kmとなっている。

河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図っている。

■主要河川の概要

名称	等級	市内上流端	市内下流端	市内流路距離(km)	管理者
荒川	1級河川	中老袋	古谷本郷	6.3	国土交通省
入間川	1級河川	増形	古谷本郷	19.0	国土交通省・埼玉県
越辺川	1級河川	福田	府川	2.0	国土交通省
小畔川	1級河川	笠幡	福田	10.3	国土交通省・埼玉県
南小畔川	1級河川	笠幡	笠幡	3.4	埼玉県
新河岸川	1級河川	上野田	渋井	11.7	埼玉県
不老川	1級河川	今福	砂	4.6	埼玉県
九十川	1級河川	古谷上	木野目	4.4	埼玉県
びん沼川	1級河川	古谷本郷	萱沼	2.7	埼玉県
新河岸川放水路	1級河川	渋井	渋井	0.7	埼玉県
天の川	準用河川	天沼新田	下小坂	3.8	川越市
古川	準用河川	上寺山	府川	3.6	川越市
今福川	準用河川	今福	今福	1.7	川越市

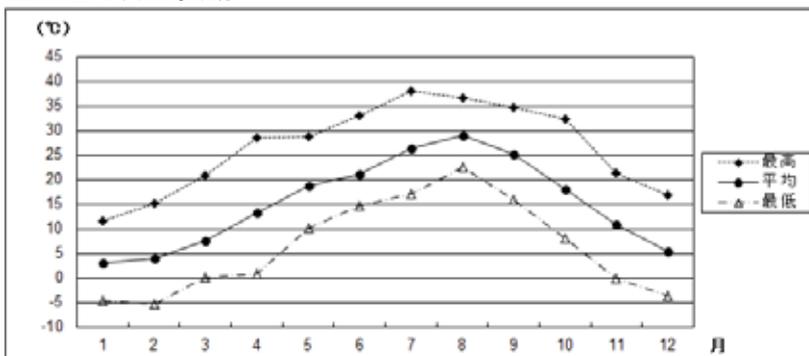
出典) 「平成14年度 川越市河川台帳」

第5 気象

5.1 気温

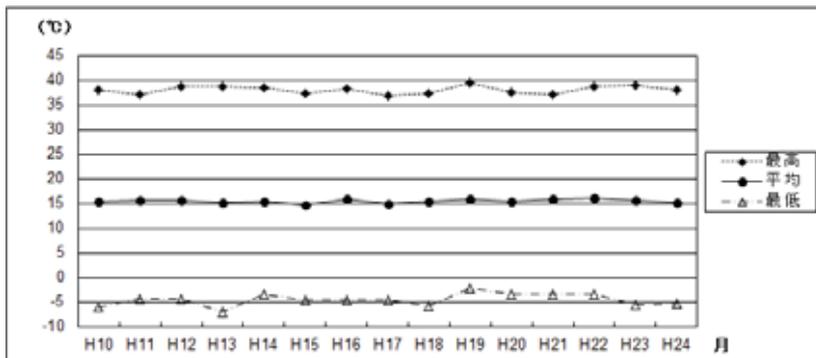
本市における気温の月別変動（平成24年）、及び平成10年から平成24年までの推移を次に示す。

■気温の月別変動



出典) 統計かわごえ (平成24年版)

■気温の経年変化

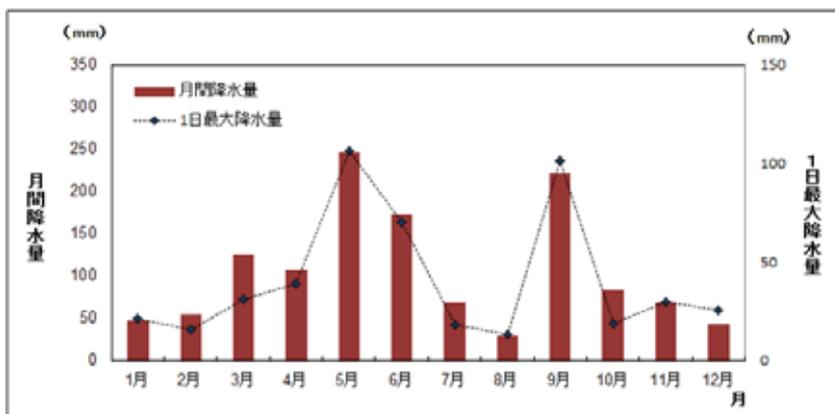


出典) 統計かわごえ (平成 24 年版)

5.2 降水量

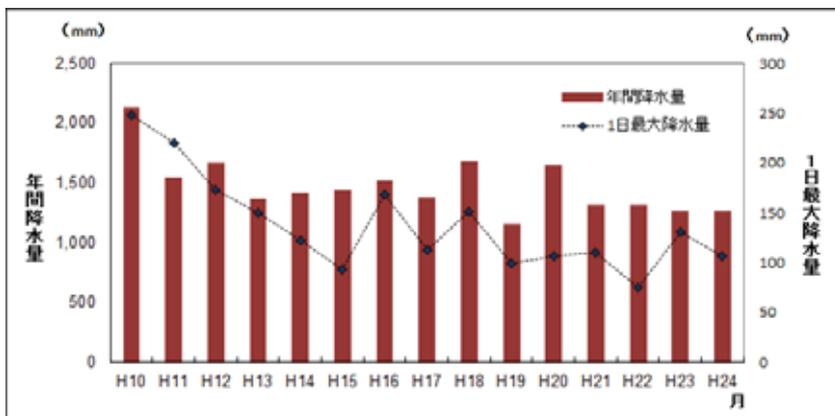
本市における降水量の月別変動 (平成 24 年) 及び平成 10 年から平成 24 年までの推移を次に示す。

■降水量の月別変動



出典) 統計かわごえ (平成 24 年版)

■降水量の経年変化



出典) 統計かわごえ (平成 24 版)

第6 地震災害履歴

過去、埼玉県及び本市において被害をもたらした大規模地震について、その被害の程度と被害特性について整理を行い、地震被害想定との参考にするとともに震災対策に反映する。

6.1 埼玉県における災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近いいわゆる直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部に起こる巨大地震とがある。

これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害をもたらした地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震及び1931年の西埼玉地震が挙げられる。

埼玉県における地震被害の履歴を次頁に掲げる。

■埼玉県における地震被害

発 生 年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の 圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全 きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々 落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺 ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋 の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井 垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さ によるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12. 31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総で も津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害 の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12. 23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855. 11. 11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内 が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家 の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火 し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで 大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割 れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52か 村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置倒壊同然3,243軒。(村 毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で 宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用 水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1. 11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6. 20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、 安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋 全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か 所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m)) あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南 平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や 菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小 台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331人、負傷者103,733人、行方不明者43,476人、家屋全壊128,266 軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、 半壊7,577軒
1924. 1. 15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東大震災の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東大震災 後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川 沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部 破損50、非住家破損1、栃木で負傷1人。
1989. 2. 19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷 で震度3。

6.2 本市における災害履歴

本市において発生した地震災害のなかで最も大きなものは、1923年（大正12年）の関東大地震（関東大震災）である。この地震では、本市の震度は5～6程度であったと推定される。

現在の川越市域に該当する旧市村の被害の内容は、次のとおりである。

市域全体では、人的被害は死者数10人、負傷者6人となっている。建物被害は全壊数88戸、半壊数69戸、破損程度も含めると建物被害総数1,121戸となっている。

地域別では、人的被害は旧川越市、芳野村、霞ヶ関村及び山田村で発生しており、これは、死者の発生がない霞ヶ関村を除いて、全壊戸数の多い地域と対応している。

また、家屋の被害は、市北東部の新河岸川、荒川、入間川沿いでの被害が目立っているが、これは、低地の地盤の性状によるものと考えられる。

■関東大震災による本市の被害状況

地域区分	全戸数 (戸)	建物被害(戸)				住家被害 率(%)	人的被害(人)	
		全壊	半壊	破損	計		死者	負傷者
川越市(旧)	5,452	20	21	372	413	7.6	8	1
田面沢村	504	2	4	65	71	14.1		
芳野村	513	19	17	380	416	81.1	1	1
植木村	187	10	6	25	41	21.9		
古谷村	766	12	8	65	85	11.1		
南古谷村	692	4	7	40	51	7.4		
高階村	647					0		
福原村	611					0		
日東村	454					0		
大田村	527					0		
霞ヶ関村	674					0		2
名細村	675	3	2	5	10	1.5		
山田村	469	18	4	12	84	7.2	1	2
合計	12,171	88	69	964	1,121	9.2	10	6

第7 風水害履歴

本市域における昭和 33 年以前の主な水害では、荒川・入間川本川の堤防決壊及び溢水を伴っていた。しかし、その後、両河川の河川改修の進捗により、大河川の水害は減少し、新河岸川をはじめとする中小河川による被害が主要なものとなっている。

過去に繰り返し浸水害の見られた地区は、市街地周辺、古谷、南古谷等の新河岸川左岸及び入間川右岸の地区である。

本市の主な水害履歴を次に示す。

■川越市の主な水害履歴一覧

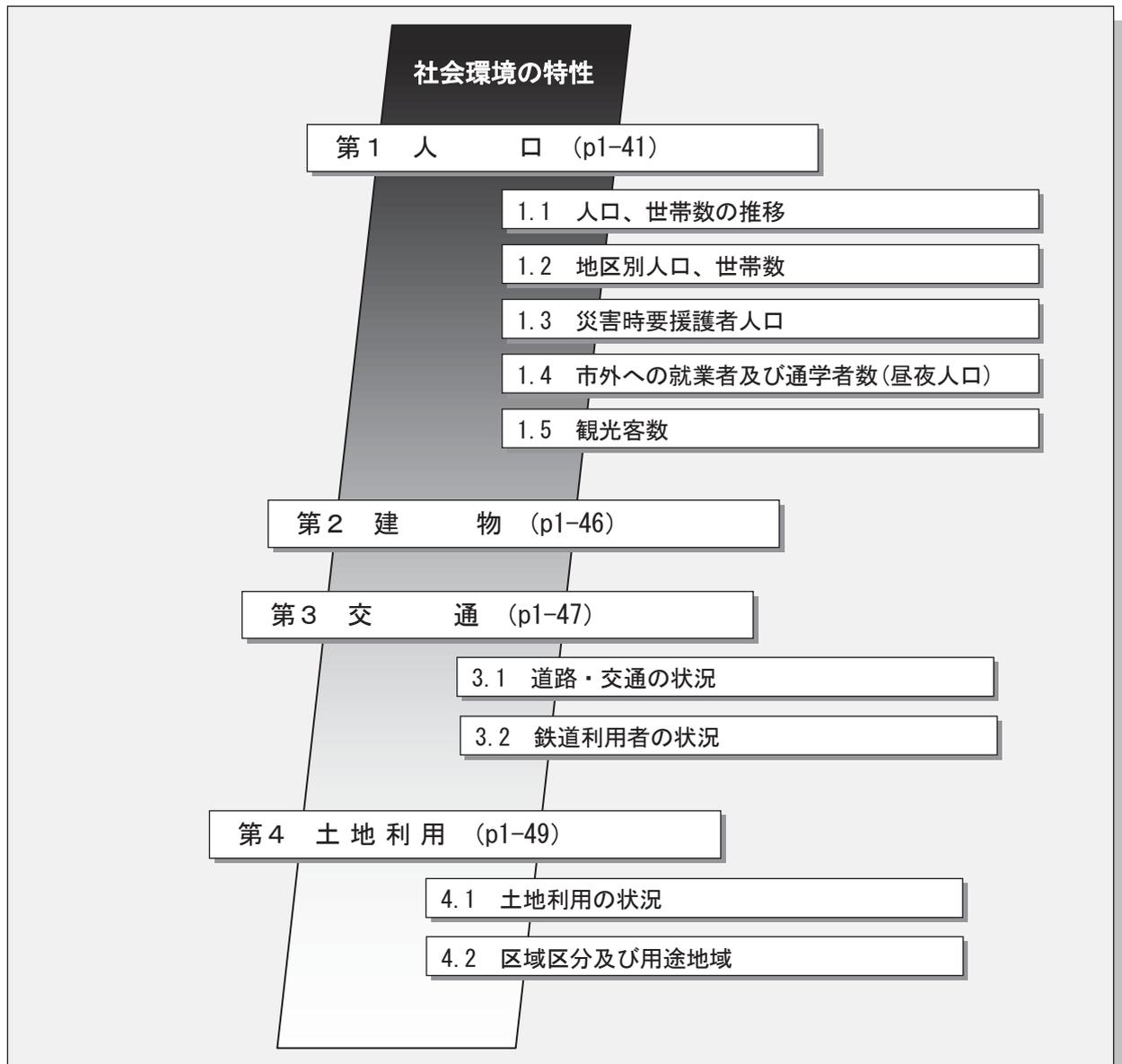
発生年月日	災害の種類	被害状況										被害場所	災害に対して とった体制	総雨量 (mm)	
		人的被害 (人)	住宅被害			田畑 被害 (ha)	その他の被害								
			全半壊・ 一部破損 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)		道路 (か所)	鉄道 (か所)	橋 (か所)	河川 (ヶ所)	公共 施設 (ヶ所)				公園 (ヶ所)
明治 43. 8. 2～9		死者 21	流出 20 以上 半壊 1	古谷村 全面浸水	-	-	-	川越電 鉄 9 日 間不通	決壊 5	破堤 多数	-	-	古谷・日東・大田・ 霞ヶ関・名細・山 田・芳野(村)	(入間郡全体で 死者 32 人)	-
昭和 22 9. 14 ～15	カスリ台風	死者 6	4	476	385	0.6	2	-	8	6	-	-	川越市・芳野・古 谷・霞ヶ関・名細・ 山田(村)	(り災人員 2,894 人)	206.5 (熊谷)
33. 9. 24 ～27	狩野川 台風(22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	川越市の被害状況 は不明	-	-
41. 6. 28	台風第 4 号	-	-	240	356	2,839	5	-	8	-	-	-	旭団地・角柴団地	-	2 日間 319.5
41. 9. 25	台風第 26 号	死者 1 負傷者 10	全壊 35 半壊 252 一部 1,619	-	20	3,981	各所	-	-	-	-	-	市内各所	災害救助法適用	前日 140
57. 8. 1 ～2	台風第 10 号	-	半壊 1 一部 2	6	37	1,345	-	-	破損 1	-	-	冠水 多し	梶津・小仙波・名 細・月吉町	警戒第 1 床上浸水に見舞金 支給	156.5
57. 9. 11 ～12	台風第 18 号	-	-	330	1,089	2,300	破損 2	-	破損 1	溢水 1	-	冠水 多し	岸町 1,2・河原町・ 砂新田・霞ヶ関北・ 月吉町	警戒第 2 床上浸水に見舞金 支給	329.5
平成 2. 11. 29 ～12. 1	台風第 28 号	-	-	37	157	冠水 34	冠水 31	-	破損 2	溢水 2	-	-	岸町 1・仙波 4・木 野目・砂新田 1・寺 尾	警戒第 1 河川溢水 不老川・新河岸川	189
3. 9. 19 ～20	台風第 18 号	-	-	27	329	1	冠水 90	-	-	-	-	-	岸町 1・砂・木野目	警戒第 2	172
8. 9. 22	台風第 17 号	-	-	50	182	-	冠水 16 通止 5	-	-	-	-	-	岸町 1・砂新田・砂・ 木野目・上新河岸 他	警戒体制第 1 配備	186.5
10. 8. 6	大雨	-	-	18	46	-	-	不通 1	-	-	-	-	連雀町・中原町・松 江町・小仙波町 2 丁 目仲町・久保町	110 人	60.5
10. 8. 28 ～31	集中豪雨	-	-	731	1,390	田 25 畑 95	冠水 19	不通 2	-	-	-	-	岸町 1,2・砂・下新 河岸・南大塚・牛 子・木野目 他	警戒体制第 2 災害救助法適用 災害対策本部設置 延べ 2,956 人	8/27～31 425.5 日最大 8/28 282.5
10. 9. 15 ～16	台風第 5 号	-	-	2	387	田 37 畑 0.5	冠水 8	-	-	-	-	-	岸町 1・砂・南田島・ 寺尾・上新河岸 他	-	190
11. 8. 14 ～15	集中豪雨	-	-	136	829	36.05	22	-	-	-	-	9	岸町 1,2,3・古谷上・ 木野目・砂・寺尾	-	299.5
11. 8. 24	集中豪雨	-	落雷による 火災 6	30	275	-	2	-	-	-	-	-	岸町 2,3・砂・旭町 3・ 砂新田 1	-	57.0
12. 7. 7 ～8	台風第 3 号	-	-	1	95	47.05	冠水 12 通止 7	-	-	-	-	-	寺尾・扇河岸岸町 1・ 府川砂新田上・木野 目・南野島	警戒体制第 1 配備 延べ 742 人	189.0
12. 9. 11 ～12	台風第 14 号	-	-	54	273	65.0	通止 15	不通 1	-	-	-	-	岸町 1・小仙波町 4・ 砂新田・砂・扇河岸 他	警戒体制第 1 配備	250.0
20. 8. 28 ～29	集中豪雨	-	-	7	73	-	冠水 37	-	-	-	-	5	旭町 1,2,3・岸町 1,3・小仙波町 2・ 寿町 1・中原町 1,2・ 木野目・南田島・寺 尾・霞ヶ関東 5 他	-	218.5

第2節 社会環境の特性

本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、再開発事業による駅前の整備などにより、その活気と魅力を保ちながら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観を尊重した街づくりを進めている。

また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村ごとのまとまりを基本に、市役所出張所管轄によって11地区に区分されている。なかでも、本庁管内は約10万人と人口が最も多い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口が急激に増加している。

本市の防災面からみた社会環境の特性を次に示す。

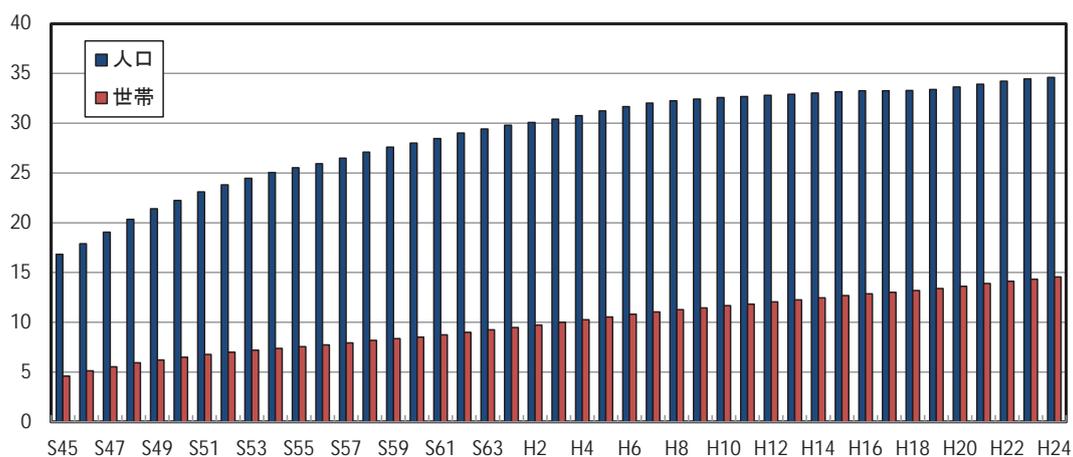


第1 人口

1.1 人口、世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、平成25年1月1日現在346,739人、145,904世帯となっている。
総人口は、昭和40年代には年間10,000人以上増加していたが、昭和50年以降、増加数は緩やかとなり、昭和60年代には5,000人前後、平成10年以降は1,000人程度まで低下しており、増加の割合は年々低くなっている。一方、世帯数はほぼ一定の割合で増加している。
人口、世帯数の推移を次に図示する。

■人口、世帯数の推移



1.2 地区別人口、世帯数

本市の地区別人口は、本庁地区が103,775人と最も多く全体の29.9%を占めている。次に多いのが高階地区の51,682人で14.9%、以下順に大東地区の34,467人、霞ヶ関の34,607人で、最も少ないのが芳野地区の5,819人で全体の1.7%となっている。

地区別世帯数も人口と同様に本庁地区が46,476世帯と最も多く全体の31.9%を占めている。次に多いのが高階地区の22,554世帯で15.5%、以下順に大東地区の14,158世帯、霞ヶ関の13,802世帯で、最も少ないのが芳野地区の2,140世帯で全体の1.5%となっている。

■地区別人口、世帯数

[平成25年1月1日現在]

	人口(人)	構成比(%)	世帯数(世帯)	構成比(%)
本庁	103,775	29.9	46,476	31.9
芳野	5,819	1.7	2,140	1.5
古谷	11,168	3.2	4,204	2.9
南古谷	23,905	6.9	9,240	6.3
高階	51,682	14.9	22,554	15.5
福原	20,095	5.8	7,662	5.3
大東	34,467	9.9	14,158	9.7
霞ヶ関	34,607	10.0	13,802	9.5
霞ヶ関北	17,587	5.1	7,480	5.1
名細	32,259	9.3	13,766	9.4
山田	11,375	3.3	4,422	3.0
川越市計	346,739	100.0	145,904	100.0

出典) 統計かわごえ(平成24年版)

1.3 災害時要援護者人口

(1) 高齢者人口

本市の高齢者（65歳以上）の人口は77,467人（平成25年1月1日現在）で、総人口に占める割合は22.3%となっている。そのうち、80歳以上の人口は16,126人で、総人口の4.7%となっている。なお、一人暮らしの高齢者は、平成22年10月1日現在10,239人となっている。

地区別の高齢者人口は、本庁地区が22,776人で最も多く、以下順に高階地区の12,289人、名細地区の7,948人、霞ヶ関地区の7,617人、大東地区の6,921人となっている。

また、地区別の高齢者割合は、霞ヶ関北地区が29.5%と最も高く、以下順に名細地区の24.6%、高階地区の23.8%、福原地区の22.3%となっており、高齢者割合が最も低いのは、南古谷地区の18.3%、次いで芳野地区の20.0%となっている。

地区別高齢者人口を次に表示する。

■地区別高齢者人口

地区	総数	65歳以上	
		人口（人）	割合（%）
市内全域	346,739	77,467	22.3
本庁	103,775	22,776	21.9
芳野	5,819	1,161	20.0
古谷	11,168	2,348	21.0
南古谷	23,905	4,380	18.3
高階	51,682	12,289	23.8
福原	20,095	4,480	22.3
大東	34,467	6,921	20.1
霞ヶ関	34,607	7,617	22.0
霞ヶ関北	17,587	5,188	29.5
名細	32,259	7,948	24.6
山田	11,375	2,359	20.7

出典）統計かわごえ（平成24年版）

(2) 乳幼児人口

本市の0～4歳の人口は15,101人（平成25年1月1日現在）で、総人口346,739人の4.4%となっている。

(3) 障害者人口

本市の身体障害者は8,361人、知的障害者は1,439人、精神障害者は933人となっている。身体障害者のうち、肢体不自由者が4,731人と最も多く、次いで内部障害者の2,294人となっている。

■身体障害者の人口

[平成 23. 3. 31 現在]

総数	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害
9,763 (229)	674 (19)	650 (35)	118 (1)	5,563 (146)	2,758 (28)

注) () 内は 18 歳未満

出典) 統計かわごえ(平成 24 年版)

■知的障害・精神障害者の人口 [平成 20. 3. 31 現在]

知的障害者	精神障害者
1,439	933

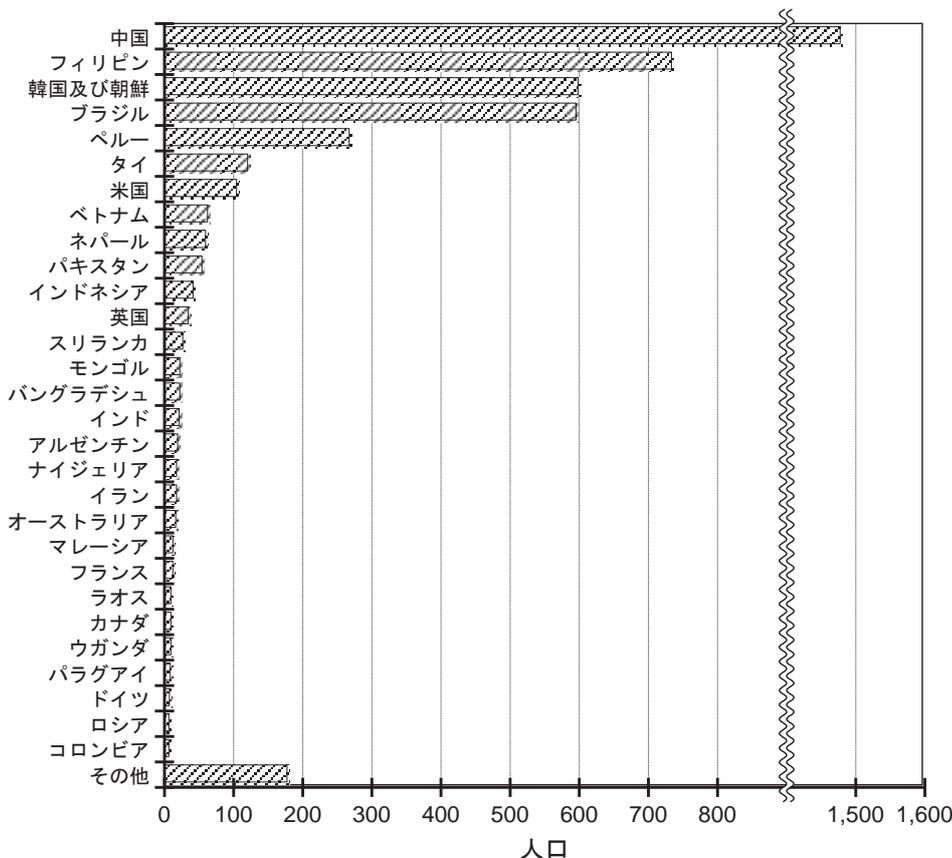
出典) 障害者福祉課、保健予防課、

(4) 外国籍市民人口

平成 20 年 9 月 1 日現在、本市に在住する外国籍市民は、71 か国 4,604 人で、総人口の 1.4% となっている。

国籍別人口で最も多いのは中国で、以下順にフィリピン、韓国及び朝鮮、ブラジル、ペルー、タイ、米国（以上、本市に 100 人以上在住している国）となっている。

■国籍別の外国籍市民人口



総則編

<第4章 川越市の防災環境>

<第2節 社会環境の特性>

1.4 市外への就業者及び通学者数（昼夜人口）

本市から市外へ通勤・通学している者は、90,041人であるが、そのうち県内各市町に通勤・通学している者は49,730人、東京都など県外に通勤・通学している者は40,311人となっている。

「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成19年9月、埼玉県）によると、現在、中央防災会議が首都圏において最も切迫性の高い地震として想定している「東京湾北部地震」（本市の震災対策の当面の目標としている地震）が発生した場合、本市の帰宅困難者は県内外合わせて59,617人と予測されている。

■本市からの就業・通学者数（15歳以上） [平成17年10月1日現在]

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	184,727	164,573	20,154
自市町村で従業・通学	94,686	85,715	8,971
他市区町村で従業・通学	90,041	78,858	11,183
県内	49,730	43,964	5,766
狭山市	6,484	5,913	571
さいたま市	6,188	5,425	763
ふじみ野市	5,460	5,196	264
所沢市	3,577	3,145	432
坂戸市	3,297	2,624	673
鶴ヶ島市	2,647	2,571	76
三芳町	2,377	2,324	53
その他	19,700	16,766	2,934
県外	40,311	34,894	5,417
東京都	38,032	33,021	5,011
豊島区	4,506	3,856	650
新宿区	4,420	3,862	558
千代田区	4,241	3,785	456
板橋区	3,366	2,951	415
港区	2,717	2,598	119
その他	18,782	15,969	2,813
神奈川県	724	530	194
千葉県	597	451	146
その他県	958	892	66

出典) 情報統計課（国勢調査報告から収録）

■昼夜人口 [平成17年10月1日現在]

年	夜間人口※	流出人口	流入人口	昼間人口※	昼夜間人口比率 (%)
昭和60年	285,319	77,288	56,946	264,977	92.9
平成2年	304,426	95,545	73,547	282,428	92.8
7	323,202	103,379	78,084	297,907	92.2
12	330,402	97,196	76,226	309,432	93.7
17	331,836	90,666	79,116	320,286	96.5

注) 年齢「不詳」を含まない。 ※は労働力状態「不詳」を含む。

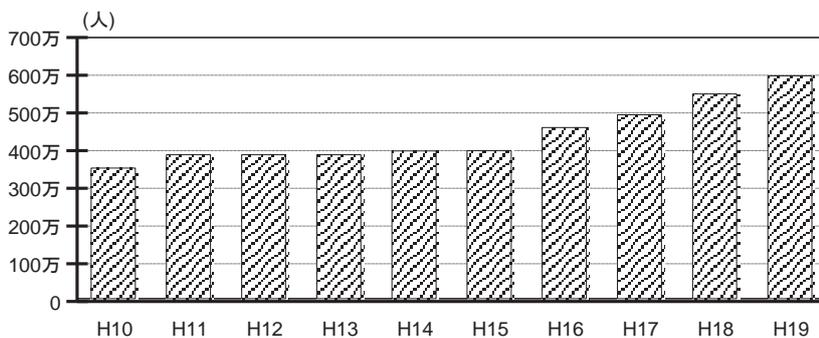
出典) 情報統計課（国勢調査報告から収録）

1.5 観光客数

(1) 観光客数の推移

本市への観光客数は、最近10年間の推移を見ても順調に増加しており、平成19年は約598万人であった（外国人観光客含む）。

■観光客数の推移



(2) 観光客の特徴

市が実施した「川越市観光アンケート調査 報告書」（平成20年3月）による観光客の特徴は次のとおりである。

■本市観光客の特徴

項目	内容
観光客の出発地	県内が最も多く全体の36.0%を占め、以下順に、東京都からが25.8%、神奈川県からが8.7%、千葉県からが6.3%、群馬県からが4.8%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。
県内からの観光客	さいたま市からの観光客数が最も多く全体の18.9%を占め、以下順に、所沢市の7.7%、川越市の6.3%、狭山市の6.0%、上尾市の4.8%となっている。
都内からの観光客	練馬区からの観光客数が最も多く全体の10.8%を占め、以下順に、板橋区の6.4%、八王子市の4.3%、杉並区の4.2%、世田谷区の3.6%となっている。
海外からの観光客 (回答者114名)	アメリカ合衆国からが21名と最も多く、以下順に、台湾が17名、香港が15名、中国が9名、ドイツ、韓国が各6名であった。
年齢区分	50歳代以上の中高年層が最も多く全体の58.9%を占め、以下順に40歳代が13.7%、30歳代が11.9%、20歳代が9.8%となっている。
交通手段	鉄道3社（JR線、東武線、西武線）を利用する観光客が最も多く全体の47.7%を占め、自家用車利用客が36.2%、観光バスの利用客が9.4%となっている。
滞在期間	日帰りが全体の95%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。

第2 建物

1968年（昭和43年）の十勝沖地震を教訓として、昭和46年に建築基準法の見直しが行われた。さらに、1978年（昭和53年）の宮城県沖地震を教訓として、昭和56年に耐震設計基準が大幅に改正され、現在の新耐震設計基準が誕生した。なお、新耐震設計基準により建築された建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

本市の住宅は、平成15年10月1日現在、全部で114,250棟（建築時期「不詳」を含めると121,510棟）あり、そのうち耐震性が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は35,880棟で全体の31.4%を占めている。なかでも耐震の問題が考えられる昭和45年以前に建築された住宅は、11,510棟で全体の約10.1%を占めている。

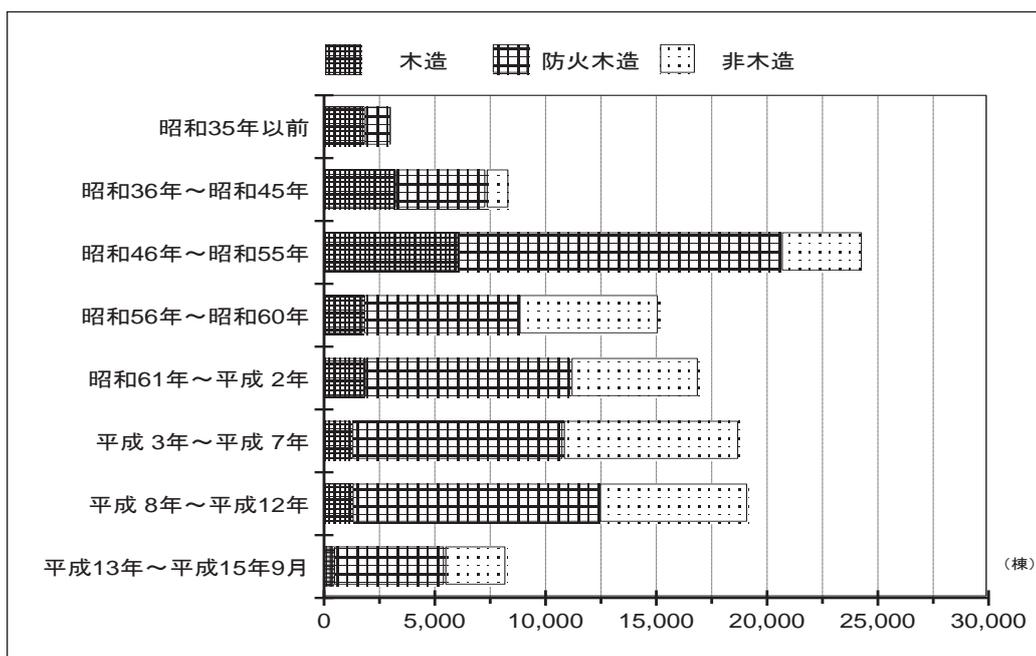
■建築時期別、構造別の住宅数

[平成15年10月1日現在、単位：棟、%]

建築時期	構造	木造	防火木造	非木造	合計（割合）	累計（割合）
昭和35年以前		1,860	1,110	130	3,100（2.7）	3,100（2.7）
昭和36年～昭和45年		3,260	4,110	1,040	8,410（7.4）	11,510（10.1）
昭和46年～昭和55年		6,040	14,650	3,680	24,370（21.3）	35,880（31.4）
昭和56年～昭和60年		1,830	7,020	6,310	15,160（13.3）	51,040（44.7）
昭和61年～平成2年		1,900	9,300	5,760	16,960（14.8）	68,000（59.5）
平成3年～平成7年		1,300	9,550	7,930	18,780（16.4）	86,780（76.0）
平成8年～平成12年		1,320	11,160	6,710	19,190（16.8）	105,970（92.8）
平成13年～平成15年9月		480	5,020	2,780	8,280（7.2）	114,250（100.0）
合計		17,990	61,920	34,340	114,250（100.0）	
合計（建築時期「不詳」含む）		18,930	65,260	37,320	121,510	

出典）総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

■建築時期別、構造別の住宅数



第3 交通

3.1 道路・交通の状況

本市は、古くから交通の要所として栄えてきたまちで、国道16号や国道254号をはじめとした主要な幹線道路が中心市街地から放射状に延びる構造になっており、市街地への交通集中が問題になっている。

都市計画道路網は、現状の市街地規模や自動車への依存が高まっていくことを考慮すると、現在の道路網では処理しきれない状況にある。

また、首都圏中央連絡自動車道の一部開通に伴う、自動車交通量の増加も見込まれ、拠点都市にふさわしい適切な道路体系の確立とともに、地域間を結ぶ広域道路網の確立や面的整備事業との連携を考えた整備の促進が求められている。

市内の公共交通であるバス交通は、鉄道駅勢圏（半径1kmの円）以外の市街地をカバーするように路線網が設定されているが、川越駅や本川越駅を発着地としている路線が多いため、中心部での交通渋滞などにより定時性の確保が難しく、駅と周辺市街地を結ぶバスサービスが劣っている。そのため、交差点の改良、交通規制や駐車場対策など適切な交通需要管理による公共交通サービスの向上が求められている。

3.2 鉄道利用者の状況

本市を通る鉄道路線のJR川越線、東武東上線、西武新宿線各駅の乗車人数は、次のとおりである。

各駅の中でも最も乗車人数の多い駅は、平成18年度の実績で、東武東上線の川越駅で1日当たり59,265人、以下順に、JR川越線の川越駅で36,997人、西武新宿線の本川越駅で24,035人、東武東上線の鶴ヶ島駅で17,934人、東武東上線の川越市駅で16,292人、東武東上線の霞ヶ関駅で14,325人となっている。

■乗車人員数（東日本旅客鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	1日当たり	割合(%)
平成14年	17,790,225	48,740	—
平成15年	17,976,429	49,250	—
平成16年	18,154,729	49,739	—
平成17年	18,465,930	50,592	—
平成18年	18,861,631	51,676	100.0
南古谷駅	2,751,662	7,539	14.6
川越駅	13,503,727	36,997	71.5
西川越駅	424,848	1,164	2.3
的場駅	1,109,196	3,039	5.9
笠幡駅	1,072,198	2,938	5.7

出典) 統計かわごえ (平成19年版)

■乗車人員数（東武鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	1日当たり	割合(%)
平成14年	44,379,943	121,589	—
平成15年	44,299,280	121,368	—
平成16年	44,017,183	120,595	—
平成17年	43,610,241	119,480	—
平成18年	43,624,959	119,520	100.0
新河岸駅	4,272,002	11,704	9.8
川越駅	21,631,874	59,265	49.6
川越市駅	5,946,563	16,292	13.6
霞ヶ関駅	5,228,644	14,325	12.0
鶴ヶ島駅	6,545,876	17,934	15.0

出典) 統計かわごえ (平成19年版)

■乗車人員数（西武鉄道）

年度	乗車人員		
	年間総数	1日当たり	割合(%)
平成14年	11,705,844	32,071	—
平成15年	11,783,802	32,284	—
平成16年	11,649,787	31,917	—
平成17年	11,571,296	31,702	—
平成18年	11,705,903	32,071	100.0
本川越駅	8,772,849	24,035	74.9
南大塚駅	2,933,054	8,036	25.1

出典) 統計かわごえ (平成19年版)

第4 土地利用

4.1 土地利用の状況

本市の総面積は 109.16km² で、平成 24 年現在の地目別土地面積では、宅地が最も大きく 33.9.km² と全体の 31.1% を占めている。宅地に次いで大きいのがその他の 22.31km² で全体の 20.4% を占めている。以下順に、田の 21.24km² で 19.5%、畑の 17.86km² で 16.4%、雑種地の 9.63km² で 8.8% となっている。

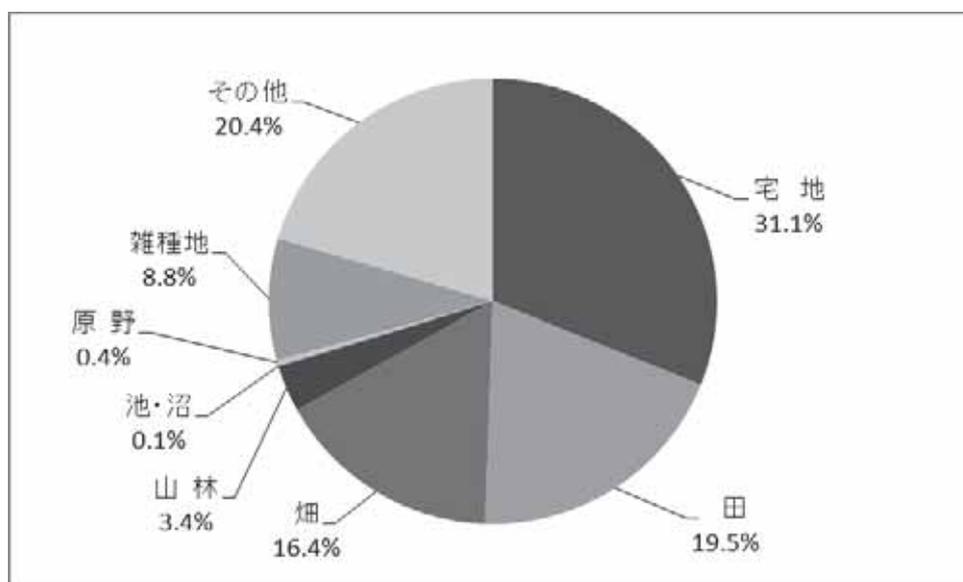
地目別土地面積の推移は、田畑の減少とあいまって宅地が増加傾向にある。

■地目別土地面積の推移

[単位：km²、各年1月1日現在]

年	総数	宅地	田	畑	山林	池・沼	原野	雑種地	その他
平成20年	109.16	32.65	21.72	18.71	4.06	0.07	0.42	9.52	22.01
平成21年	109.16	33.01	21.62	18.47	4.02	0.07	0.42	9.48	22.07
平成22年	109.16	33.29	21.52	18.33	3.95	0.07	0.42	9.47	22.11
平成23年	109.16	33.57	21.43	18.15	3.87	0.07	0.41	9.49	22.17
平成24年	109.16	33.93	21.24	17.86	3.71	0.07	0.41	9.63	22.31

出典) 統計かわごえ (平成 24 年版)



4.2 区域区分及び用途地域

本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、29.5%と70.5%である。

用途地域別の面積では、住居系の区域が最も多く市街化区域全体の77.5%を占め、次に多いのが工業系の区域で16.5%、最も少ないのが商業系で6.0%となっている。

■市街化区域及び市街化調整区域 [平成25年1月1日現在]

区分	面積 (ha)	割合 (%)
総数	10,916	100.0
市街化区域	3,218	29.5
市街化調整区域	7,698	70.5

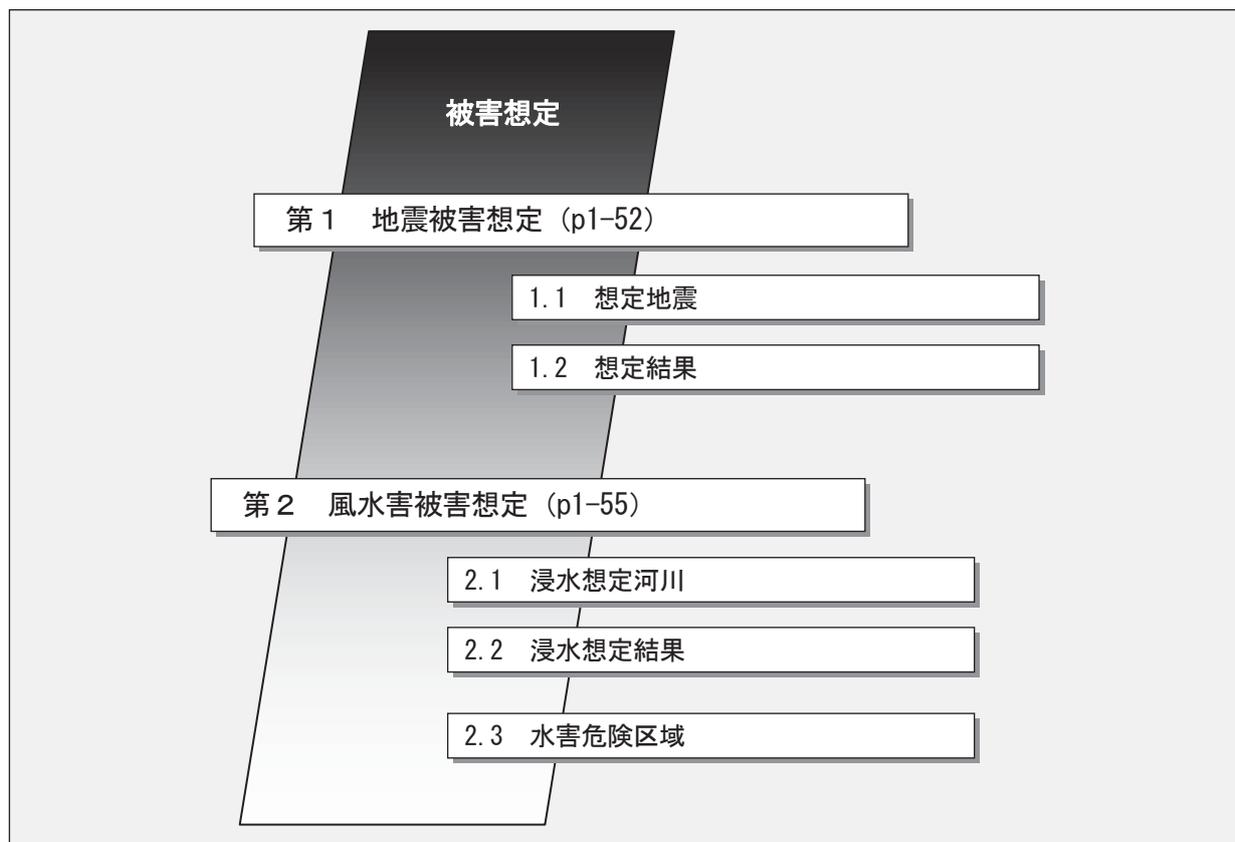
出典) 統計かわごえ (平成24年版)

■用途地域別面積 [平成25年1月1日現在]

区分	面積 (ha)	割合 (%)
総数	3,218.5	100.0
第一種低層住居専用地域	828.5	25.7
第二種低層住居専用地域	67.8	2.1
第一種中高層住居専用地域	427.3	13.3
第二種中高層住居専用地域	54.9	1.7
第一種住居地域	866.3	26.9
第二種住居地域	197.7	6.1
準住居地域	53.4	1.7
近隣商業地域	76.4	2.4
商業地域	114.9	3.6
準工業地域	281.3	8.7
工業地域	41.0	1.3
工業専用地域	209.0	6.5

出典) 統計かわごえ (平成24年版)

第3節 被害想定



第1 地震被害想定

1.1 想定地震
1.2 想定結果

1.1 想定地震

埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになったこと、また、前回調査から6年が経過したことによる県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、以下の5つの地震を選定している。

■想定地震の概要

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
関東平野北西縁断層帯による地震	8.1	

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

■被害想定予測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3ケース	夏12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬18時	火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2ケース	3 m/s	平均的な風速のケース
	8 m/s	強風のケース

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

■想定地震の断層位置図



出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 25 年 9 月、埼玉県

■被害予測項目

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化危険度
建物	全壊棟数、半壊棟数
火災	出火件数、焼失棟数
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
人的被害	死傷者数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数
その他	エレベーター閉じこめ台数、災害時要援護者死者数 自力脱出困難者数、災害廃棄物量、中高層被災世帯数

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 19 年 9 月、埼玉県

1.2 想定結果

埼玉県が想定した5地震による本市への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯による地震」である。

「関東平野北西縁断層帯による地震」が発生した場合、本市における最大震度は7と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が608棟、半壊数が4,213棟、焼失数が564棟と予想されている。

人的被害については、死者数が31人、負傷者数が815人と予想されている。避難者数(1日後)は、28,663人、帰宅困難者数は25,953人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が99,550人となっている。

また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は6弱と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が253棟、半壊数が2,062棟、焼失数が75棟と予想されている。

人的被害については、死者数が9人、負傷者数が356人と予想されている。避難者数(1日後)は28,388人、帰宅困難者数は59,617人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が110,583人となっている。

■想定結果(本市関連)

項目		想定地震	東京湾北部地震	茨城県南部地震	立川断層帯による地震	関東平野北西縁断層帯による地震
本市の最大震度(計測震度)			5.6	5.8	5.8	6.7
建物被害(棟)	全壊数		253	104	105	608
	半壊数		2,062	681	995	4,213
	焼失数	冬18時, 8m/s	75	1	1	564
人的被害(人)	死者数	夏12時, 8m/s	5	1	2	14
		冬5時, 8m/s	9	1	2	31
		冬18時, 8m/s	8	2	4	25
	負傷者数	夏12時, 8m/s	216	68	126	480
		冬5時, 8m/s	356	98	151	815
		冬18時, 8m/s	309	98	184	696
1日後避難者数(人)	冬18時, 8m/s	28,388	13,489	8,517	28,663	
帰宅困難者数(人)	夏12時	59,617	51,074	55,302	25,953	
ライフライン	上水道(断水人口)		110,583	53,302	31,222	99,550

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

《参考》

◆計測震度(連続量)と震度階級(整数値)の関係

計測震度	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	
震度階	0	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7

第2 風水害被害想定

2.1 浸水想定河川

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良から起こる内水はん濫とがある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本市の場合、市域を荒川、入間川をはじめとする 10 の一級河川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、最近では、これら河川のはん濫は起きていない。

洪水予報河川及び水位情報周知河川については、水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる、降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、本市に関係する河川は次のとおりである。

■荒川及び新河岸川の浸水想定について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H17. 7. 8	国土交通省 関東地方整備局 告示第 359 号	200 年に 1 回程度 起こる大雨 3 日間総雨量 548mm
新河岸川	荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川 浸水想定区域図	埼玉県	H18. 5. 26	埼玉県 告示第 505 号	100 年に 1 回程度 起こる大雨 2 日間総雨量 332. 6mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県管理河川である新河岸川は、平成 18 年 5 月 26 日、水防法に基づく洪水予報河川に指定された。

《参考》

◆浸水想定区域

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。

また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深さを示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深さを把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表するものである。

2.2 浸水想定結果

荒川及び新河岸川の浸水想定結果を次に示す。

(1) 荒川浸水想定区域

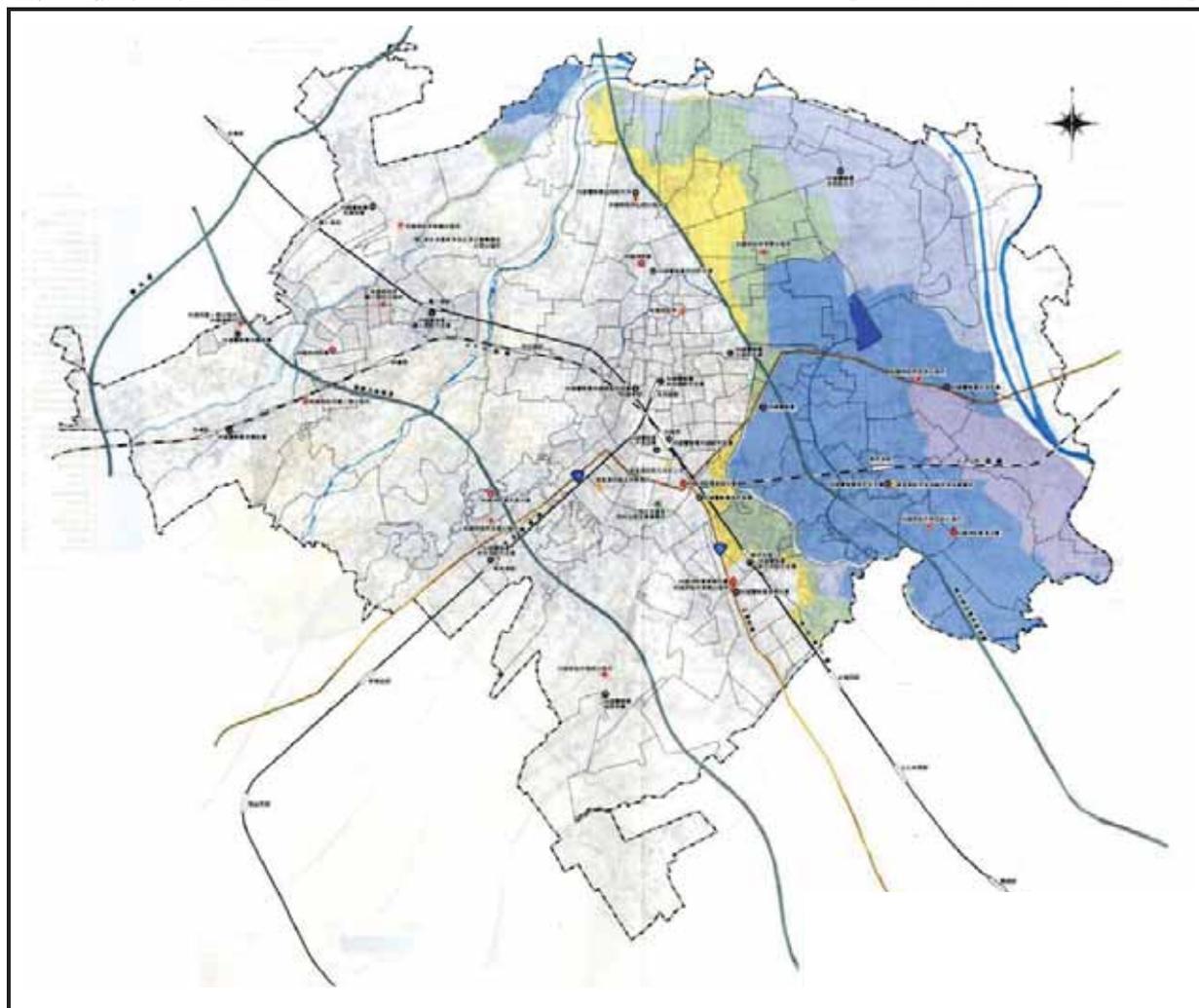
荒川流域に200年に1回程度起こる大雨(3日間総雨量548mm)が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域は、次図に示すとおりである。

これによると、本市の北側から国道254号、国道16号及び東武東上線を結ぶ東側の区域がほぼ浸水し、特に、国道16号から南側の荒川に面する区域は、浸水深が4m以上になると予測されている。

また、これら浸水想定区域は、国道254号の南側に沿った山田地区及び本庁地区の一部区域並びに国道16号から東武東上線に沿った一部の区域が、浸水深0.5m以下(床下浸水)である以外は、浸水深がすべて0.5m以上(床上浸水)と予測されており、避難の必要な区域と考えられる。

■ 荒川浸水想定区域図

[作成日：平成18年5月26日]



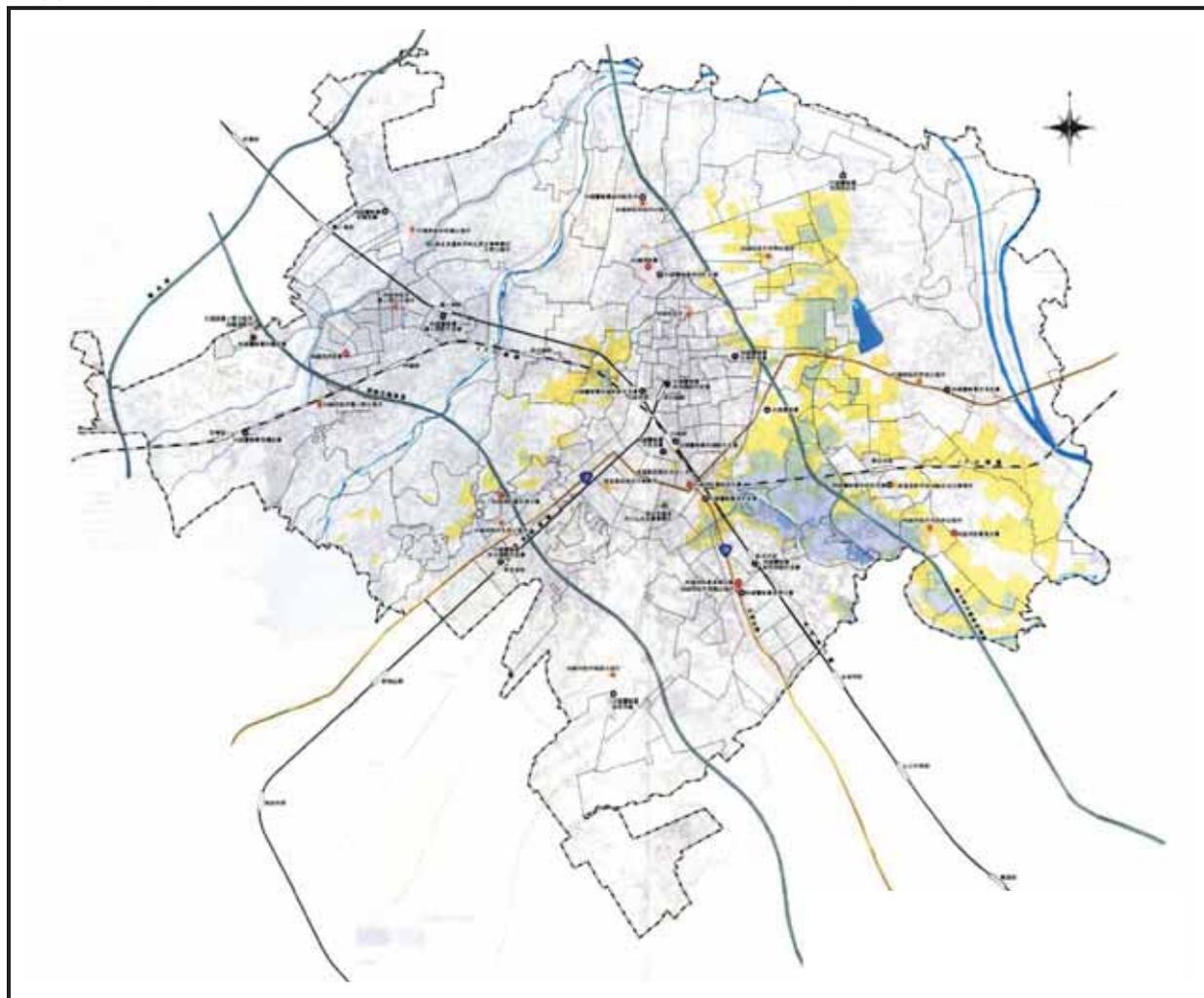
(2) 新河岸川浸水想定区域

新河岸川流域に100年に1回程度起こる大雨(2日間総雨量332.6mm)が降り、かつ新河岸川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域は、次図に示すとおりである。

これによると、浸水想定区域は、荒川の堤防が決壊した場合に比べると地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深0.5m以上(床上浸水)の区域は、主として国道16号より南側の新河岸川に沿った、本庁地区、高階地区、南古谷地区の一部と考えられる。

■新河岸川浸水想定区域図

[作成日：平成19年3月27日]



2.3 水害危険区域

本市の水害危険区域は、荒川及び新河岸川のはん濫に伴う浸水想定区域のなかでも、特に避難が必要と考えられる床上浸水（浸水深0.5m以上）以上の区域とした。

河川別、浸水深別の水害危険区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

■荒川浸水に伴う水害危険区域

防災ブロック 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	霞ヶ関 北	名細	山田
	中央	南	北										
0.5m～1.0m	○	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	○	○
1.0m～2.0m	○	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	○	○
2.0m～5.0m	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—
5.0m以上	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—

■新河岸川浸水に伴う水害危険区域

防災ブロック 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	霞ヶ関 北	名細	山田
	中央	南	北										
0.5m～1.0m	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—
1.0m～2.0m	○	○	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—
2.0m～5.0m	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—
5.0m以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第5章 川越市の防災対策の基本方針

本市における防災対策の基本方針について次に整理した。

川越市の防災対策 の基本方針

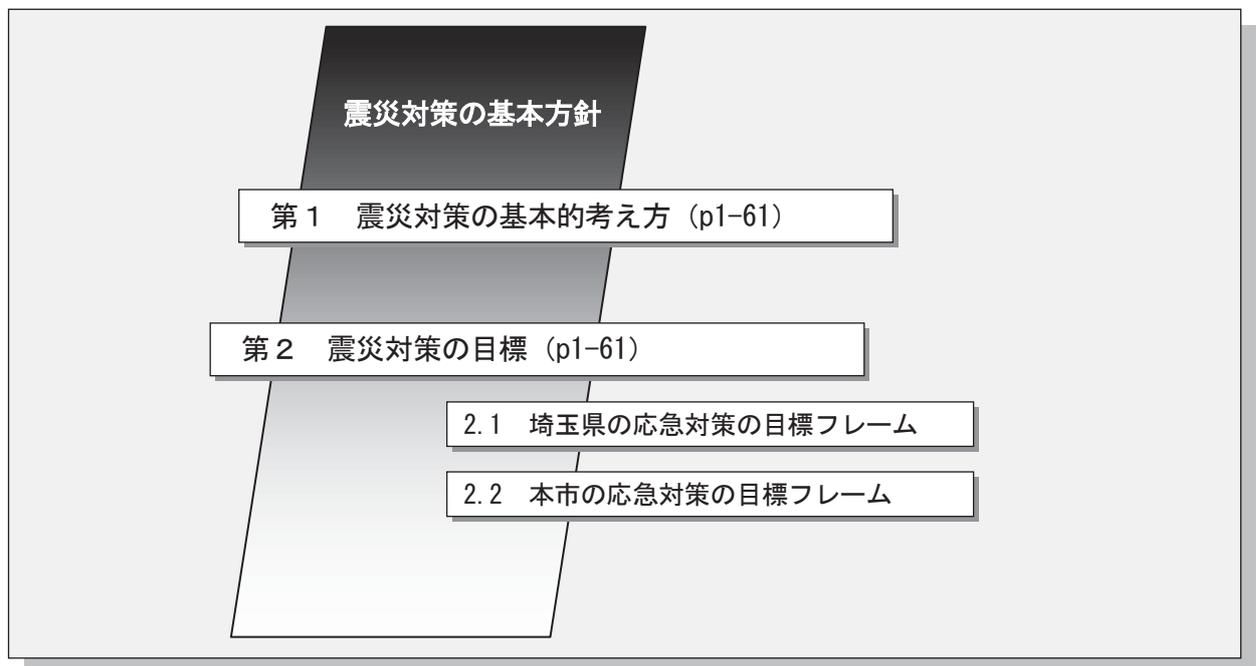
第1節 震災対策の基本方針 (p1-60)

第2節 風水害対策の基本方針 (p1-63)

第3節 事故災害対策の基本方針 (p1-65)

第1節 震災対策の基本方針

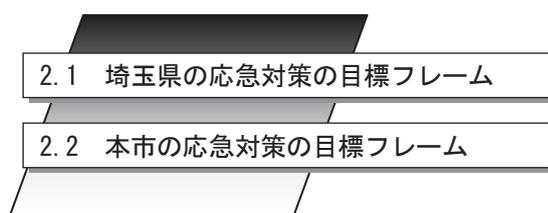
本市の震災対策の基本方針を次に整理した。



第1 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的で実効性のある「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」及び「復旧・復興計画」を策定するものとする。

第2 震災対策の目標



2.1 埼玉県の応急対策の目標フレーム

埼玉県は、比較的切迫性が高いとされている「東京－埼玉県境下地震」（中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が想定した「東京湾北部地震」に対応している。）を対象に、防災関係機関等が具体的な応急対策を講ずるフレームとして、救助、医療、避難生活の観点から対策の目標値を設定している（参照「埼玉県地域防災計画 震災対策編」平成19年3月、埼玉県防災会議）。

さらに、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」をはじめとする5地震（「■想定地震の概要」（p1-52参照））を対象に、地震被害想定を行っている（参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県）。

2.2 本市の応急対策の目標フレーム

本市及び埼玉県がこれまでに実施した地震被害想定結果によると、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合である。

しかし、「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な対策を短期間で整備することは、その被害規模の大きさからも容易ではない。

そのため、本市の震災対策は、埼玉県の地域防災計画等を参考に、想定される地震の中では本市に与える被害の程度は「関東平野北西縁断層帯地震」より低いものの、より発生の切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」を当面の対策目標とし、最終的な対策目標を「関東平野北西縁断層帯地震」におくものとする。

本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりである。

総則編

<第5章 川越市の防災対策の基本方針>

<第1節 震災対策の基本方針>

■本市が対策目標とする震災規模

項目			想定地震	当面の対策目標 (東京湾北部地震)	最終の対策目標 (関東平野北西縁断層帯地震)
マグニチュード				7.3	8.1
本市の最大震度 (震度階級)				6 弱	7
建物被害	揺れ+液状化	木造	全壊数	214棟 (0.3%)	4,673棟 (5.6%)
			半壊数	1,935棟 (2.2%)	16,991棟 (20.3%)
		非木造	全壊数	39棟 (0.2%)	293棟 (1.3%)
			半壊数	127棟 (0.6%)	1,094棟 (4.7%)
	計	全壊数	253棟 (0.2%)	4,966棟 (4.6%)	
		半壊数	2,062棟 (1.9%)	18,085棟 (16.9%)	
	火災	焼失数 (条件A)	75棟 (0.1%)	—	
人的被害	死者数 (条件B)		9人 (0.0%)	880人 (0.3%)	
	負傷者数 (条件B)		356人 (0.1%)	15,684人 (4.7%)	
避難者数	1日後 (条件A)		28,388人 (8.5%)	70,143人 (21.0%)	
	4日後 (条件A)		22,721人 (6.8%)		
	1か月後 (条件A)		2,496人 (0.8%)		
帰宅困難者数 (条件C)			59,617人 (17.8%)	—	
ライフライン	電力 (停電世帯数)	直後 (火災なし)	6,288世帯 (4.7%)	—	
		1日後 (条件A)	1,041世帯 (0.8%)	—	
	通信 (電話不通回線数) (条件A)		120世帯 (0.1%)	—	
	上水道 (断水人口)		110,583人 (33.1%)	—	
	下水道 (機能障害人口)		48,174人 (14.4%)	—	

注1) 建物被害欄中の () 内の%数字は、本市の各総建物数に対する割合 (%) を示す。

注2) 人的被害、避難者数、帰宅困難者数、ライフライン欄の () 内の%数字は、本市の総人口および総世帯数 (H20年1月1日現在 334,580人、134,427世帯) に対する割合 (%) を示す。

注3) 避難者数の想定方法は以下のとおりである。

「東京湾北部地震」：全壊、半壊、焼失建物の住民が避難所に避難する人数を予測し、さらに断水の状況により、断水世帯の住民が避難する人数を予測して、それらを合計した。

「関東平野北西縁断層帯地震」：全壊、半壊建物の住民が避難するものとした。

注4) 東京湾北部地震では季節、時刻、風速を変えて被害想定を行っているため、項目により最大被害となるケースが異なる。記載している条件A～Cの内容は、次のとおりである。

条件A：冬18時、風速8m/sのとき

条件B：冬5時、風速8m/sのとき

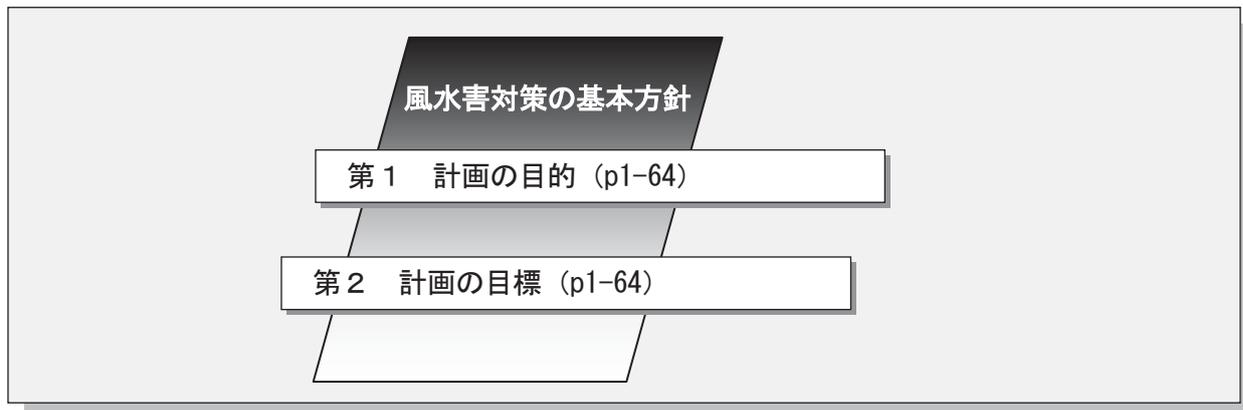
条件C：夏12時のとき

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

このほか、複合災害 (同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象) の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

第2節 風水害対策の基本方針

本市の風水害対策の基本方針を次に整理した。



第1 計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本市は、これら風水害に対して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等を総合的かつ計画的に行うことを目的として、災害対策基本法第42条（昭和36年法律223号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市域で発生するおそれがある風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第2 計画の目標

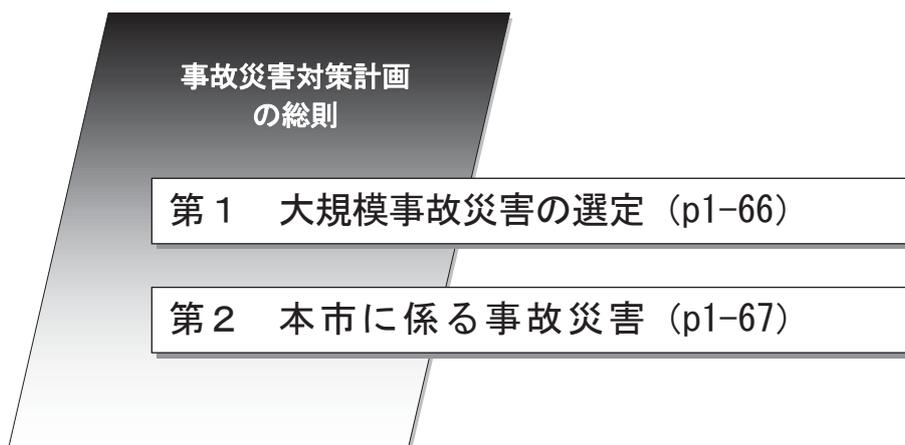
本市における水害事例、国土交通省及び埼玉県が公表した浸水想定区域図から、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある水害は、荒川の堤防が決壊した場合と考えられる（「**本章 第4章 第3節 第2『2.3 水害危険区域』**」参照）。

そのため、本計画は、荒川の堤防が決壊しはん濫した場合を前提に、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすることを目標として策定するものとする。

このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

第3節 事故災害対策の基本方針

本市の事故災害対策の基本方針を次に整理した。



第1 大規模事故災害の選定

本市が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画、本市の地域環境等を踏まえて以下のとおり選定する。

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

■本市に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	本市における発生の可能性	対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○ 震災・風水害対策で対応可能
	林野火災	大規模な森林はない。	×
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○ 震災・風水害対策で対応可能
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○ 震災・風水害対策で対応可能
	火薬類災害	市内に該当する事業所はない。	×
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○ 震災・風水害対策で対応可能
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は低い、ゼロとはいえない。	△ 国民保護法の対象として取り扱う。
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	市内に該当する事業所はない。	×
	輸送事故	市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○ 本編で事故災害として取り扱う。
	市域外の原子力事故	発生する可能性は低い、ゼロとはいえない。	△ 本編で事故災害として取り扱う。
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんどない。	×
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	野菜、米、花きなどを中心に県内でも屈指の農業産出額を維持している。	○ 地域防災計画の事故災害としては扱わない。
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号等の幹線道路が通る。	○ 本編で事故災害として取り扱う。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○
鉄道事故	鉄道事故	市内を東武東上線、西武新宿線及びJR川越線が通る。	○ 本編で事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	本市に隣接して狭山市には航空自衛隊入間基地がある。	○ 本編で事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	本市には指定文化財がある。	○ 震災・風水害対策で対応可能

注1) 「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低い、ある。
- ×

注2) 「対応の可否」欄の「-」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2 本市に係る事故災害

本市において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

■本市において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
道路災害	<p>本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。</p> <p>本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。</p>
鉄道事故	<p>本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。</p> <p>本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。</p>
航空機事故	<p>本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。</p> <p>入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である（参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」）。</p> <p>本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。</p>
放射性物質事故災害	<p>核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。</p> <p>また、市外での原子力事故の発生が考えられる。</p> <p>本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害および市外での原子力事故の発生とする。</p>

